自動車運転者損害賠償責任保険で契約のしおり



商品・契約内容に関するお問い合わせは・・・

富士火災 お客さまセンター 自動車保険専用窓口

0120-228-303

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

●平 日 午前9:00~午後6:00 ●土日祝 午前9:00~午後5:00 ※年末年始を除きます。

事故の受付・ご相談は・・・

富士火災セイフティ24コンタクトセンター

0120-220-557

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

24時間・365日 受け付けております。

ご不満・ご要望のお申し出は・・・

富士火災お客さまの声室

0120-246-145

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

●平 日 午前9:00~午後7:00 ※年末年始を除きます。

弊社との間で問題を解決できない場合は・・・

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808

*PHS・IP電話からは03-4332-5241

●平 日 午前9:15~午後5:00 (12月30日~1月4日を除きます。)

※電話料金はお客さま 負担となります。

電話番号はおかけ間違えのないように

自動車運転者損害賠償責任保険普通保険約款・特約

- ○この「ご契約のしおり」は、自動車運転者損害賠償 責任保険についての重要な事項を記載したもの です。わかりにくい点、お気づきの点などがござ いましたら、ご遠慮なく取扱代理店・営業社員に おたずねください。
- ○弊社の損害保険募集人(代理店・営業社員)は 保険契約締結の代理権および告知受領権を有して おりますので、有効に成立したご契約は、弊社と 直接契約されたものとなります。なお、代理店は、 弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料 領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領 などの代理業務も行っております。
- ○この「ご契約のしおり」は、保険証券と同様に大切 に保存してください。



富士火災海上保険株式会社

〒542-8567 大阪府大阪市中央区南船場1-18-11

◆ 目 次 ◆

1.	自動車運転者損害賠償責任保険(ドライバー保険)のご案内
T	. ご契約についてご注意いただきたいこと
	1. ご契約時にご注意いただきたいこと
	2. 引受条件について
	3.告知義務(ご契約時にお申出いただく義務)
	4.ドライバー保険年齢区分
	5. 保険責任開始期
	6. ご契約後にご連絡いただく事項
	7. 重大事由による解除
	8. ご契約の無効、取消しについて
	9. ご契約を解約される場合 0. 団体扱・集団扱のご契約について
	U. 凹陸放・集団放のご突動について 1. その他
π'	. 主な補償について ····································
	・ 王は冊頂に プログール 1 日本 1 日
	1 · 1d于7) 'Vonigic(周y o 神順)
	3 免害全額(自己負担額)について
ш	3. 光真並織(自己貞担職)について . 保険料について
	1. 保険料
	2.保険料の払込方法および払込手段
	3. 保険料の払込猶予期間等の取扱い
	4. ドライバー等級別料率制度について
IV	4. トライハー等級が科挙制度について . 事故が起こった場合のお手続について ····································
	1.万一、事故が起こったら…
	2. 必ず弊社にご相談願います
	3. 交通事故証明書を忘れずに
	4. 相手の方には誠意をもって - Table 2011 - Table 2011
	5. 事故の際の「過失相殺」について
	6. 自賠責保険との一括払 7. 賠償事故の解決のために弊社が行う手続・援助
	7. 品頂事政の所次のにめたデ社が17プナポ・後期 8. 相手の方からの直接請求制度
v	9. 保険金商永権の時効 . 保険金のお支払いについて
	1、保険金のお支払いを請求される場合に必要となる書類等
VI	2. 床検金のお支払時期について . ご連絡先一覧
2.	自動車運転者損害賠償責任保険普通保険約款
	1章 賠償責任条項 ····································
邦	早
	2章 自損事故条項
<另	表> 後遺障害等級表

3. 特 約

下表の条件にしたがって特約が適用されます。

<u> 下表の条件にしたかって特別が適用されます。</u>			
適用条件	番号	適用される特約	掲載頁
ご自身や搭乗者等の補償に関する特約			
保険証券の「搭乗者傷害保険」欄に保険金額が記載されている場合	1	搭乗者傷害特約	17頁
保険料の払込方法に関する特約			
保険証券に「追加保険料口座振替特約」の記載がある場合	2	追加保険料口座振替特約	20 頁
保険証券に「初回保険料口座振替特約」の記載がある場合	3	初回保険料口座振替特約	21 頁
保険証券に「コンビニ払特約」の記載がある場合	4	コンビニ払特約	21 頁
保険証券に「クレジットカード払特約」の記載がある場合	5	クレジットカード払特約	22 頁
保険証券に「追加保険料払込猶予特約」の記載がある場合	6	追加保険料払込猶予特約	22 頁
団体扱・集団扱に関する特約			
保険証券の「団体扱・集団扱」欄に「一般A」の記載がある場合	7	団体扱特約(一般A)	22 頁
【保険証券の「団体扱・集団扱」欄に「一般B」の記載がある場合	8	団体扱特約(一般B)	23 頁
【保険証券の「団体扱・集団扱」欄に「一般 C 」の記載がある場合	9	団体扱特約(一般C)	23 頁
保険証券の「団体扱・集団扱」欄に「官公署」の記載がある場合	10	団体扱特約	24 頁
保険証券の「団体扱・集団扱」欄に「官公署(口振)」の記載がある場合	11	団体扱特約(口座振替方式)	24 頁
団体扱特約(一般 A)、団体扱特約(一般 B)、団体扱特約(一般 C)、団体扱特約または団体扱特約(口座振替方式)が適用されており、かつ、各特約の「保険料集金に関する契約書に係わる覚書」が締結されている場合	12	追加保険料特約(団体扱用)	25 頁
保険証券の「団体扱・集団扱」欄に「集団扱」の記載がある場合	13	集団扱特約	25 頁
集団扱特約が適用されており、かつ、「集団扱保険料集金に関する契約書に係わる覚書」が締結されている場合	14	追加保険料特約(集団扱用)	26 頁
団体扱特約(一般A)、団体扱特約(一般B)、団体扱特約(一般C)、団体扱特約、団体扱特約(口座振替方式)または集団扱			
特約が適用されており、かつ、各特約の「保険料集金に関する契約書に係わる覚書」または「集団扱保険料集金に関する契	15	追加返還保険料の集金者経由払特約	26 頁
約書に係わる覚書」が締結されている場合			
ご契約の手続きに関する特約			
保険証券に「通信販売特約」の記載がある場合	16	通信販売特約	27 頁
【保険証券に「共同保険特約(会社名、分担割合)」の記載がある場合	17	共同保険特約	27 頁

自動車運転者損害賠償責任保険(ドライバー保険)のご案内

用語のご説明

このご案内の中で使用される主な保険用語についてご説明します。

なお、普通保険約款および特約の文中で、以下の内容より詳細な説明、または一 部異なる定義を行っている場合があります。この場合は、普通保険約款および特約 の記載を優先しますのでご注意ください。

->00		でと注思ください。
	用語	ご説明
	既経過期間	保険開始日から解約日・解除日までの期間をいいます。
き	危険物	道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬 類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定め る告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法 第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。
	記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている方をいいます。
	自家用8車種	用途車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量 0.5 トン以下)、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、特種用途自動車(キャンピング車)に該当する自動車をいいます。 「事故有の割引・割増率(係数)」を適用する期間(保
	事故有係数適用期間	・事成長の計画・副海平(原数)をいい、ご契約のお車 開始日における残りの適用年数)をいい、ご契約のお車 1台ごとに適用します。なお、上限を6年、下限を0年と します。
	借用自動車	次の条件をすべて満たす自動車をいいます。ただし、記名被保険者、その配偶者もしくは記名被保険者の同居の親族が所有する自動車および記名被保険者が役員となっている法人が所有する自動車は対象となりません。 ① 記名被保険者がその使用について正当な権利を有する方の承諾を得て使用または管理中の自動車であること。 ② 用途車種が自家用8車種、二輪自動車または原動機付自転車であること。
	親族	6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいいます。
	短期契約	保険期間が1年未満の保険契約をいいます。
た	団体扱に関する 特約	団体扱特約(一般A)、団体扱特約(一般B)、団体扱特約(一般C)、団体扱特約および団体扱特約(口座振替方式)をいいます。
は	配偶者	婚姻の届出を行った配偶者に限らず、婚姻の届出をして いないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
ひ	被保険者	ご契約いただいた保険契約により補償を受けられる方を いいます。
	保険期間	ご契約いただいた保険契約で補償の対象となる期間をいいます。
ほ	保険金額	ご契約いただいた保険契約で保険金をお支払いすべき事 故が生じた場合に、弊社がお支払いする保険金の限度額(支 払限度額)をいいます。
む	無効	保険契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかっ たものとして取扱うことをいいます。
め	免責金額 (自己負担額)	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し 引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担とな ります。
よ	用途車種	登録番号標等(車両番号標および標識番号標を含みます。)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用外型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンブカー、自家用パス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は弊社が定める区分表*によるものとします。

※ 弊社が定める区分表とは、登録番号標等(車両番号標および標識番号標を含みます。)上の分類番号、色、自動車検査証等における「最大積載量」・「乗車定員」等に基づき用途車種の分類を一覧にしたもので、例えば次のような区分としています。

登録番号標等上の分類番号、色等	左記の条件に該当する 用途車種
登録番号標の分類番号が3・30~39・300~ 399、登録番号標の塗色が白地に緑文字の自動車	自家用普通乗用車
登録番号標の分類番号が4・40~49・400~499、登録番号標の塗色が白地に緑文字で、「ダンブ装置」がない自動車	自家用小型貨物車
登録番号標の分類番号が5・50~59・500~ 599、登録番号標の塗色が白地に緑文字で、自動 車検査証に記載の「乗車定員」が10名以下の自動車	自家用小型乗用車
車両番号標の分類番号が50~59・500~59 9、車両番号標の塗色が黄地に黒文字の自動車	自家用軽四輪乗用車

び契約についてご注意いただきたいこと

1. ご契約時にご注意いただきたいこと

(1) 領収証の発行

保険料をお支払いの際は、「初回保険料口座振替特約」「クレジットカード払特約」などをセットされた場合を除き、弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、ご確認ください。

(2) 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

(3) お客さまに関する情報のお取り扱い

「お客さまに関する情報のお取り扱い」に関するご説明を自動車保険契約申込書(お客さま控)の裏面等に記載しておりますので、あわせてお読みください。

<契約等情報交換制度>

弊社は、本保険契約に関するお客さまに関する情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

2. 引受条件について

- (1) 保険金額の設定について
 - 保険金額の設定につきましては補償の項目ごとに保険金額をお決めいただくものと、あらかじめ弊社で保険金額を設定させていただいているものがあります。 なお、ご契約に適用される保険金額については申込書・保険証券等にてご確認ください。
- (2) 記名被保険者について

この保険契約の記名被保険者は運転免許証所持者とします。また記名被保険者 を変更することはできません。

3. 告知義務(ご契約時にお申出いただく義務)

ご契約者または記名被保険者になる方には、申込書に記載された危険(損害または傷害の発生の可能性をいいます。)に関する重要な事項のうち、弊社が告知を求める項目(以下「告知事項」といいます。)についてご契約時に事実を正確にお申出いただく義務(告知義務)があります。告知事項について、ご契約者や記名被保険者になる方の故意または重大な過失により、事実をお申出いただかなかった場合や、事実と異なることをお申出された場合は、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがありますので、ご契約内容を今一度ご確認ください。

告知事項の主な項目は次のとおりです。

・前契約*がある場合は、前契約*の事故件数、等級、事故有係数適用期間、 保険始期、満期・解約・解除日など

- ・ドライバー保険年齢区分
- ※ 前契約には、弊社以外の保険会社との保険契約を含みます。

など

4. ドライバー保険年齢区分

記名被保険者になる方の年齢により、「21 歳未満」または「21 歳以上」の年齢区分に対応する保険料を適用します。

5. 保険責任開始期

- (1) 保険責任は、保険期間の初日の午後4時(申込書にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻)に始まります。
- (2) 保険料は、保険料払込みに関する「初回保険料口座振替特約」などの特約を セットした場合を除いて、ご契約と同時にお支払いください。保険期間が始まっ た後であっても、ご契約の取扱代理店・営業社員または弊社が保険料を領収する 前に生じた事故による損害または傷害に対しては保険金をお支払いできません。

6. ご契約後にご連絡いただく事項

次のような項目に該当する場合には、直ちに取扱代理店・営業社員までご通知ください。

- ・ドライバー保険年齢区分を変更する場合
- ・ご契約者の住所または通知先を変更する場合

など

7. 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約の全部または一部を解除させていただくことや保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

- ① ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が弊社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を発生させた場合
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求に関して詐欺を行った場合
- ③ ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、 その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

など

8. ご契約の無効、取消しについて

- (1) ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、このご契約は無効となります。この場合、既にお支払いいただいた保険料は返還できません。
- (2) ご契約者または記名被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、弊社はこのご契約を取り消すことができます。この場合、既にお支払いいただいた保険料は返還できません。

9. ご契約を解約される場合

●解約と解約返れい金について

保険期間の中途で解約等があった場合、下記の計算式に従い計算した保険料を 返還いたします。なお、未領収の保険料がある場合は、下記の返還保険料との差 額を精算していただきます(解約に伴い、解約日までの期間に応じてお支払いい ただくべき保険料について、追加の請求をさせていただくことがあります。)。

(注) 短期契約については、取扱いが下記とは異なります。

≪返還保険料の計算方法≫

年間適用保険料×(1-既経過期間に対応する係数)=返還保険料

上記計算式中の「既経過期間に対応する係数」は、下記(1)または(2)のいずれかにより適用します。

(1) ご契約者のお申出によりご契約を解約される場合

上記計算式における既経過期間に対応する係数は、払込方法によって①または ②のいずれかの係数を適用します。 ① ②以外のご契約は、下表の「短期料率」を適用します。

既経過期間	7日まで	15 日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12 か月まで
短期料率	20%	25%	30%	40%	50%	60%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

- (注) 既経過期間が15日を超える場合、既経過期間のうち1か月に満たない期間については「1か月」として計算します。例えば、2012年10月1日から1年間のご契約で、2012年11月8日にご契約を解約された場合、2012年11月1日から11月8日までを「1か月」とみなし、既経過期間は「2か月」となります。
- ② 団体扱に関する特約または集団扱特約をセットしているご契約は、下表の 「月割短期料率」を適用します。

既経過期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12 か月まで
短期料率割	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12

- (注) 既経過期間のうち1か月に満たない期間については「1か月」として計算します。例えば、2012年10月1日から1年間のご契約で、2012年11月8日にご契約を解約された場合、2012年11月1日から11月8日までを「1か月」とみなし、既経過期間は「2か月」となります。
- (2) 中途更改の場合

上記計算式における既経過期間に対応する係数には、上記の「月割短期料率」 を適用します。

(注)中途更改とは、現在の保険契約を保険期間の中途で一旦解約し、同一の記名 被保険者で、その解約日を保険開始日とする新たな保険契約を弊社と締結する ことをいいます。

●現在のご契約を解約され新たにご契約される場合

現在のご契約を満期日を待たずに解約され、新たにご契約を締結されると、以下のように一部不利となる可能性がありますのでご注意ください。

- (1) 解約時には既経過期間に応じて返還保険料をお支払いすることがありますが、 返還保険料は原則として保険期間から既経過期間を差し引いた残りの保険期間分 よりも少なくなります(例えば、保険期間1年・一時払のご契約を保険開始日か ら6か月後に解約した場合、返還保険料はお支払いいただいた保険料の半分より も少なくなります。)。特に、満期日の直前で解約された場合は、返還保険料をお 支払いできないことがあります。
- (2) 新たにご契約される保険契約は、現在のご契約に比べて補償内容や保険料が変更となることがあります。
- (3) 新たなご契約のドライバー等級の進行が、解約されない場合と比べて不利になることがあります。

10. 団体扱・集団扱のご契約について

	団体扱	集団扱
	① 企業や官公署に勤務	 集団自身**²
	し、毎月の給与の支払い	② ①に勤務されている方
ご契約者	を受けている方	③ 集団を構成する法人ま
	② 退職者の方*1	たは個人
		④ ③に勤務されている方
	① ご契約者	
	② ご契約者の配偶者	
	③ ①または②の同居の親族	•
記名被保険者	④ ①または②の別居の扶養	親族
	⑤ ご契約者となる「集団自	目身※♂および集団を構成する
	法人または個人」に勤務る	されている方(集団扱契約の
	場合のみ)	

※1 退職者を団体に含めて取扱う手続をとっている場合に限ります。

※2 集団自身であっても、ご契約者の対象から一部除かれるケースがあります。

団体扱に関する特約・集団扱特約をご契約いただけるのは、お勤め先等と弊社の間で「保険料集金に関する契約書」を交わしている場合で、「ご契約者」および「記名被保険者」が上記の条件を満たす場合に限ります。

- (注)次のような理由により、保険期間の中途で団体扱に関する特約・集団扱特約が効力を失うことがあります。この際、保険料が分割して払い込まれている場合には、残りの保険料を一括して払い込んでいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
 - ・退職等により給与の支払いを受けなくなった場合
 - ・資本関係の変更等により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
 - ・保険契約者を団体扱・集団扱の範囲外の方に変更した場合
 - ・脱退や退職等の理由により、その構成員でなくなった場合

など

11. その他

- (1) 満期返れい金・契約者配当金について
 - この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- (2) 保険料率の改定について

ご契約の保険期間中に、弊社において保険料率の改定や割引・割増制度の新設・改定などがあった場合でも、保険開始日時点における保険料率を適用いたしますので、保険期間の中途で保険料の変更はいたしません。なお、これらの改定があった後に、ご契約をいったん解約し再度保険契約を締結する場合や、ご契約の保険期間満了後に継続契約を締結する場合等は、改定後の保険料率を適用いたします。

また、これらの改定は予告なく実施することがありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合またはその業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続に基づき契約条件の変更等が行われた場合には、保険金、解約返れい金などのお支払が一定期間凍結されたり、金額が削減される等の支障が生じることがあります。

この保険契約は、損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますが、全額補償されるものではありません。保険金、解約返れい金などは原則として下表の割合で補償されます。

詳しくは、弊社ウェブサイト(http://www.fujikasai.co.jp/)をご覧いただくか、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

	保険金	解約返れい金など
補償割合	100 % (破綻後3か月以内の事故) 80 % (破綻後3か月経過後の事故)	80 %

Ⅱ 主な補償について

1. 相手方への賠償に関する補償

●対人賠償責任保険

(1) 保険金をお支払いする主な場合

借用自動車の自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、相手方1名につき自賠責保険などで支払われる金額を超える部分に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

- (2) 保険金をお支払いできない主な場合
 - ① 戦争、外国の武力行使、暴動によって生じた損害、核燃料物質等によって生じた損害
 - ② 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
 - ③ 借用自動車を競技、曲技 *1 もしくは試験のために使用すること、または 競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用するこ とによって生じた損害

- (④) 第三者との損害賠償に関する特別な取り決めにより、損害賠償責任が加重された場合、その加重された部分の損害
- ⑤ ご契約者、記名被保険者の故意によって生じた損害
- ⑥ 台風、洪水、高潮によって生じた損害
- ⑦ 記名被保険者が、記名被保険者の使用者の業務**2のために、その使用者 の所有する自動車を運転中に生じた事故により記名被保険者が被った損害
- ⑧ 次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって記名被保険者が被った損害
 - ・記名被保険者の父母、配偶者またはお子さま
 - ・記名被保険者の業務※2に従事中の使用人

※1 競技、曲技のための練習を含みます。

※2 家事を除きます。

●対物賠償責任保険

(1) 保険金をお支払いする主な場合

借用自動車の自動車事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金額を限度※に保険金をお支払いします。

- ※ 保険金額が10億円を超える場合(保険金額が無制限の場合など)、「借用 自動車に業務(家事を除きます。)として積載されている危険物の火災、爆 発または漏えいに起因する対物事故」や「航空機の滅失、破損または汚損 を伴う対物事故」等は、10億円が限度となります。
- (2) 保険金をお支払いできない主な場合
 - ① 戦争、外国の武力行使、暴動によって生じた損害、核燃料物質等によって生じた損害
 - ② 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
 - ③ 借用自動車を競技、曲技 *1 もしくは試験のために使用すること、または 競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用するこ とによって牛じた損害
 - ④ 第三者との損害賠償に関する特別な取り決めにより、損害賠償責任が加重された場合、その加重された部分の損害
 - ⑤ ご契約者、記名被保険者の故意によって生じた損害
 - ⑥ 台風、洪水、高潮によって生じた損害
 - ⑦ 記名被保険者が、記名被保険者の使用者の業務**2のために、その使用者 の所有する自動車を運転中に生じた事故により記名被保険者が被った損害
 - ⑧ 次のいずれかに該当する方の所有、使用または管理する財物が損害を被った場合に、それによって記名被保険者が被った損害
 - 記名被保険者
 - ・記名被保険者の父母、配偶者またはお子さま

など

など

※1 競技、曲技のための練習を含みます。

※ 2 家事を除きます。

2. ご自身や同乗者への補償

●自損事故保険

(1) 保険金をお支払いする主な場合

借用自動車の自動車事故*により、被保険者が死傷された場合、または後遺障害を被られた場合で、自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しないときに、保険金をお支払いします。

※ 自損事故保険における自動車事故とは、借用自動車の運行に起因する事故等であり、「運行」とは、自動車の発進、走行、停止等のほか、自動車の各種装置の使用または操作も含まれます。

事故の状況により、次の保険金もお支払いします。

介護費用保険金

約款に定める重度の後遺障害を被り、かつ、介護の必要が認められた場合に、 後遺障害保険金に加えて 200 万円をお支払いします。

など

- ① 戦争、外国の武力行使、暴動によって生じた傷害、核燃料物質等によって生じた傷害
- ② 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害
- ③ 借用自動車を競技、曲技 *1 もしくは試験のために使用すること、または競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用することによって生じた傷害
- ④ 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた傷害
- ⑤ 異常かつ危険な方法で借用自動車に乗車中の方に生じた傷害
- ⑥ 無免許運転の場合、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある 状態で運転している場合または酒気帯び運転の場合に、その本人に生じた 復実
- ⑦ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその本人に生じた傷害
- ⑧ 保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた傷害 (その方の受け取るべき金額部分)
- ⑨ 記名被保険者が、記名被保険者の使用者の業務※2のために、その使用者の所有する自動車を運転中に生じた事故により被保険者に生じた傷害

など

- ※1 競技、曲技のための練習を含みます。
- ※2 家事を除きます。

●搭乗者傷害特約

(1) 保険金をお支払いする主な場合

自動車事故※により、借用自動車に乗車中の方が死傷された場合、または後遺障害を被られた場合に、被保険者1名ごとに所定の保険金をお支払いします。

※ 搭乗者傷害特約における自動車事故とは、借用自動車の運行に起因する事 故等であり、「運行」とは、自動車の発進、走行、停止等のほか、自動車の 各種装置の使用または操作も含まれます。

事故の状況により、次の保険金もお支払いします。

重度後遺障害特別保険金

事故発生の日からその日を含めて 180 日以内に約款に定める重度後遺障害を被り、かつ、介護の必要が認められた場合に、 1 名保険金額の 10 %をお支払いします (100 万円限度)。

重度後遺障害介護費用保険金

事故発生の日からその日を含めて 180 日以内に約款に定める重度後遺障害を被り、かつ、介護の必要が認められた場合に、後遺障害支払保険金の 50 %をお支払いします (500 万円限度)。

- (2) 保険金をお支払いできない主な場合
 - ① 戦争、外国の武力行使、暴動によって生じた傷害、核燃料物質等によって生じた傷害
 - ② 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害
 - ③ 借用自動車を競技、曲技 *1 もしくは試験のために使用すること、または 競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用するこ とによって生じた傷害
 - ④ 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた傷害
 - ⑤ 異常かつ危険な方法で借用自動車に乗車中の方に生じた傷害
 - ⑥ 被保険者が、借用自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾 を得ないでその借用自動車に乗車中にその本人に生じた傷害
 - ⑦ 無免計運転の場合、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある 状態で運転している場合または酒気帯び運転の場合に、その本人に生じた 傷害
 - ® 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその本人に生じた傷害
 - ⑨ 保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた傷害 (その方の受け取るべき金額部分)
 - ⑩ 記名被保険者が、記名被保険者の使用者の業務*2のために、その使用者の所有する自動車を運転中に生じた事故により被保険者に生じた傷害

- ※1 競技、曲技のための練習を含みます。
- ※2 家事を除きます。

3. 免責金額(自己負担額)について

対物賠償責任保険では、免責金額の設定が可能です。ご契約に適用される免責金額については、申込書・保険証券等をご確認ください。

||| 保険料について

1. 保険料

保険料は、保険金額・保険期間・払込方法および払込手段・ドライバー保険年齢 区分・適用されるドライバー等級および事故有係数適用期間などにより決定されます。また、実際にご契約いただく保険料については、申込書・保険証券にてご確認ください。

2. 保険料の払込方法および払込手段

保険料の主な払込方法および払込手段は下表のとおりです。

			払込方法	
		一時払	分割	割払
		(一括払)	初回保険料	2回目以降
	口座振替方式	O* 1	×	×
±/.	直接集金方式	0	×	×
迄	コンビニ払方式	0	×	×
払込手段	クレジットカード払方 式 ^{※2}	0	×	×
	団体扱・集団扱*3	0	0	0

- ※1 「初回保険料口座振替特約」がセットされたご契約に限ります。
- ※2 クレジットカード払方式については、特定の代理店・営業社員のみでのお 取扱いとなります。
- ※3 お勤め先(団体)や所属されている集団と弊社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、給与天引き等による集金が可能です(団体扱契約・集団扱契約)。この場合、一括払では保険料の割引(5%)が適用されます。
- (注) 保険期間が 1 年でないご契約の場合、払込方法および払込手段は上記と異なります。

3. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 「初回保険料口座振替特約」をセットした場合には、一時払の保険料を口座振替でお支払いいただくことができます。なお、払込期日の属する月の翌々月末**1までお支払いの猶予がありますが、この猶予財限を過ぎても保険料のお支払いがない場合には、保険開始日以降に生じた事故による損害または傷害に対しては保険金をお支払いできず、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 「コンビニ払特約」をセットした場合には、一時払の保険料をコンビニエンスストア等でお支払いいただくことができます。なお、払込期日の属する月の翌月末までに保険料のお支払いがない場合には、保険開始日以降に生じた事故による損害または傷害に対しては保険金をお支払いできず、ご契約を解除させていただくことがあります。

口座振替の場合、金融機関所定の振替日(通常は該当月の26日)が保険料払 込期日**2となります。

- (注 1) ドライバー等級 $7 \sim 20$ 等級のご契約が解除となった場合、現在適用されているドライバー等級を、今後締結する契約に継承することができなくなりますのでご注意ください。
- (注 2) 保険金をお支払いする事故が発生した場合には、未払込保険料を請求させていただくことがあります。
- ※1 ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限り、翌々月末となります。それ以外の場合には、翌月末が猶予期限となります。
- ※ 2 振替日(払込期日)が金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日が

振替日(払込期日)となります。

4. ドライバー等級別料率制度について

ドライバー保険のご契約では「 $1 \sim 20$ 等級の区分」「無事故・事故有の区分」に より保険料が割引・割増される制度が採用されています。この制度では保険事故の 有無および件数等により、継続契約に適用される等級および無事故・事故有の区分 を決定します。

- (注1) 本制度や割引・割増率はご契約の保険開始日時点における内容であり、将 来変更となる場合があります。
- (注2) 補償内容および契約条件等によっては、記載の割引・割増率が適用されな い場合があります。
- (注3) 保険事故には「搭乗者傷害特約」にかかる保険金のみお支払いする事故を 含みません。
- (1) 初めてご契約される場合の等級および事故有係数適用期間 初めてご契約される場合は、6等級となり、事故有係数適用期間は0年となり ます。
- (2) 継続してご契約される場合の等級および事故有係数適用期間 前契約の保険期間が1年の場合の取扱いは次のとおりです。前契約が短期契約 の場合は取扱いが異なります。
 - ① 等級

1年間保険事故がなかった場合、継続されるご契約の等級は「1等級」上が ります。また、保険事故があった場合、継続されるご契約の等級は、事故1件 につき「3等級」下がります。

- (注) 前契約の満期日もしくは解約日の翌日から7日以内の日に継続されない 場合、または前契約が解除された場合は、原則として7~20等級を継承 することができません。なお、前契約の等級(保険事故があった場合は、 事故1件につき「3等級」下がった等級)が1~6等級の場合で、前契約 の満期日または解約日の翌日から8日以後13か月以内の日、解除日また はその解除日の翌日から13か月以内の日に継続契約の保険開始日がある ときは、同一の等級になります。
- ② 事故有係数適用期間

上限を6年、下限を0年とします。前契約の事故有係数適用期間が1~6年 の場合、保険開始日から1年間経過するごとに「1年」を減算します。また、 前契約の事故有係数適用期間にかかわらず、保険事故があった場合、事故1件 につき「3年」を事故件数に応じて加算します。ただし、保険開始日が平成 24年10月1日~平成25年9月30日の場合は、原則として事故有係数適用期 間を「0年」とします。

- (注1) 平成24年10月1日以降平成25年9月30日以前を保険開始日とする 契約であっても、前契約の保険開始日が平成24年10月1日以降で、「前 契約に保険事故がある場合」または「前契約が他の保険会社・共済のご 契約で事故有係数適用期間を適用していない場合」には、継続契約の事 故有係数適用期間を「1~6年」とする場合があります。
- (注2) 前契約の事故有係数適用期間(保険事故があった場合は、事故1件に つき「3年」を加算した事故有係数適用期間)が1~6年の場合で、前 契約の満期日または解約日から8日以後13か月以内の日、解除日また はその解除日の翌日から13か月以内の日に継続契約の保険開始日があ るときは、同一の事故有係数適用期間になります。
- (3) 割引·割增率

原則として下表の割引・割増率を適用します。(事故有係数適用期間が「0年」 となる場合は無事故の割引・割増率を、事故有係数適用期間が「1~6年」とな る場合は事故有の割引・割増率を適用します。)

●保险開始日が平成 24 年 10 日 1 日~平成 25 年 9 日 30 日の場合

-	P P I T I T I T I T I T I T I T I T I T		1 //	· - ·		,	٠.	_		1.20			,,,		_		_				
	等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
r	割引・割増率	割增	事 (%)		割引率 (%)															
	刮引 制 間率	52	26	10	1	10	17	23	28	33	37	40	44	47	50	52	55	57	59	61	63

(注)保険開始日が平成24年10月1日~平成25年9月30日であっても、事故 有係数適用期間が「1~6年」となるときは、保険開始日が平成25年10月 1日~平成26年9月30日の場合の事故有の割引・割増率を適用します。

●保険開始日が平成 25 年 10 月 1 日~平成 26 年 9 月 30 日の場合

等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割引・割増率	割增	率	(%)							-	訓引	率 (%)							
無事故	64	20	12	2	12	10	28	40	41	43	46	47	48	49	50	52	55	57	59	63
事故有	04	20	12	4	13	" ا	20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

●保険開始日が平成 26 年 10 月 1 日~平成 27 年 9 月 30 日の場合

						-														
等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割引・割増率	割增	寧 (%)							3	訓引	率 (%)							
無事故	61	20	12	2	12	10	29	40	42	44	46	48	49	50	51	52	53	55	57	63
事故有	64	20	12	4	13	19	20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

●保険開始日が平成27年10月1日以降の場合

等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割引・割増率	割增	率	(%)							5	割引	率 (%)							
無事故	64	20	12	2	12	10	30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	63
事故有	04	20	12	4	13	19	20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

事故が起こった場合のお手続について

1. 万一、事故が起こったら…

- ① ケガ人の救助および二次災害の防止に努めてください。
- ② 警察へ連絡してください。
- ③ 次のような確認すべきことはメモをとります。
 - ・事故発生の日時・場所および事故の状況
 - ・相手の住所・氏名(名称)・連絡先・車のナンバーなど
 - ・目撃者の住所・氏名(名称)・連絡先など
 - ・お車の修理先
- ④ 弊社に連絡してください。

事故が発生した場合は、直ちに取扱代理店・営業社員または『セイフティ 24 コンタクトセンター』までご連絡ください。

『セイフティ 24 コンタクトセンター』

24 時間・365 日受け付けております。 0120-220-557

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約等がある場合には、事故の ご連絡の際にお申出ください。

2. 必ず弊社にご相談願います

相手の方から損害賠償の請求を受け、その全部または一部を承認する場合は、必 ず事前に弊社にご相談いただき、承認を得てください(事故現場で示談交渉をしな いでください。)。

(注) 正当な理由がなくご相談いただけなかった場合、損害賠償責任がないと認め られる額やご相談いただけなかったことにより弊社が被った損害の額を差し引 いて保険金をお支払いすることがあります。

3. 交通事故証明書を忘れずに

自動車事故による保険金のご請求にあたっては、原則として自動車安全運転セン ターの発行する交通事故証明書(人身事故の場合は必ず人身事故扱いの交通事故証 明書)が必要となります。

この交通事故証明書は事故発生時に警察署への届出がないと発行されませんの で、事故が起こった場合にはまず警察署への届出をすることが大切です。

4. 相手の方には誠意をもって

対人事故または対物事故が発生した場合には、相手の方に対するお見舞、お詫び、 死亡事故の場合の葬儀参列等、できる限り相手の方に対して誠意をつくすことが、 円満に解決するためには何よりも重要です。

5. 事故の際の「過失相殺」について

対人事故または対物事故において、事故の原因について相手の方にも過失(注意を怠った責任)があった場合に、公平の原則から相手方の責任(過失割合)部分を損害額から減額して賠償することをいいます。過失割合は事故状況によって異なりますが、裁判例による基本的な基準があります。過失割合を相手の方と交渉する場合は、事前に弊社と十分打ち合わせをしてください。

6. 自賠責保険との一括払

対人事故の保険金をお支払いできる場合で、被保険者からこの保険の保険金と自 賠責保険金(既に支払われた保険金を除きます。)とを同時にご請求された場合に は、弊社が一括してお支払いすることができます。

この場合、自賠責保険が他の保険会社に契約されているときでも、弊社はその自 賠責保険金を立替えて一括払を行います。

なお、自賠責保険との一括払ができない場合もありますので、詳しくは取扱代理 店・営業社員までお問い合わせください。

7. 賠償事故の解決のために弊社が行う手続・援助

対人事故または対物事故の場合、被保険者および相手の方の同意に基づき、弊社は、原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。この場合、弊社の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたることがあります(対物事故の場合には、日本損害保険協会に登録されている物損事故調査員が弁護士を補助し、その指示に従って事故処理にあたることがあります。)。ただし、法律上の損害賠償責任の額が明らかに保険金額を超える場合、被保険者自身の損害に関する回収行為等条件を満たさない場合、被保険者に過失がなく被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生しない場合は、示談交渉をお引受けすることはできません。

8. 相手の方からの直接請求制度

対人事故で保険金が支払われる場合、相手の方が保険金相当の損害賠償額を弊社 へ直接請求することもできます。

9. 保険金請求権の時効

保険金請求権については、時効(3年)がありますので、ご注意ください。保険金請求権等が発生する時期などの詳細は、普通保険約款・特約をご確認下さい。

Ⅴ 保険金のお支払いについて

1. 保険金のお支払いを請求される場合に必要となる書類等

保険金を請求する際には、次のうち弊社がご請求した書類を提出していただく必要があります。

- (1) 弊社所定の保険金請求書(個人情報の取扱いに関する同意を含みます。)
- (2) 公の機関が発行する交通事故証明書
 - (注)人の死傷を伴う事故または借用自動車と他の自動車との衝突もしくは 接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。
- (3) 保険金請求権者であることを証明する書類

書類の例 〇委任状 〇印鑑証明書 〇戸籍謄本

〇成年後見決定通知(写) 〇未成年者用念書

○家族関係の証明書類〔住民票、健康保険証(写)等〕

(4) 損害賠償責任に関する保険金の支払をご請求する場合に必要となる書類

① 損害賠償事故の発生を示す書類

書類の例 ○示談書またはこれに代わるべき書類

○事故発生状況報告書 ○写真

など

など

② 損害賠償の額を示す書類

書類の例 ○修理見積書、請求明細書、損害物写真

- ○交通費・諸費用の明細書
- ○診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、死亡診断書・死体検 案書、施術証明書兼施術費明細書
- ○休業損害立証資料 [休業損害証明書、源泉徴収票、確定申告書(写)等]
- ○レントゲンなどの検査資料 ○葬儀費用明細
- ○領収書 ○その他の費用の支出を示す書類

など

③ その他の書類

書類の例 〇自賠責保険証明書 (写)

○被害者の調査同意書(弊社が事故または被害の調査を行うため (こ必要な同意書)

など

- (5) 被保険者の傷害等により発生した損害・費用等に関する保険金の支払をご請求する場合に必要となる書類
 - ① 保険事故の発生を示す書類

書類の例 〇白賠責保険支払不能通知書

など

② 損害の額を示す書類

書類の例 ○診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、死亡診断書・死体検 案書、施術証明書兼施術費明細書、治療状況申告書

○レントゲンなどの検査資料

など

③ その他の書類

書類の例 ○自動車検査証(写)

- ○調査同意書(弊社が事故または被害の調査を行うために必要な同 意書)
- ○免許証(写)

など

2. 保険金のお支払時期について

弊社は、前記「1. 保険金のお支払いを請求される場合に必要となる書類等」の書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項**「の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、約款に定める特別な照会または調査が必要な場合は、弊社は前記「1. 保険金のお支払いを請求される場合に必要となる書類等」の書類をご提出いただいた日から別に定める請求される場合に必要となる書類等」の書類をご提出いただいた日から別に定め

る期日**2までに保険金をお支払いします。詳しくは普通保険約款および特約をご 確認ください。

- ※1 保険金をお支払いするために確認が必要な事項は以下のとおりです。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事 故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支 払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の 程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において 定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について記 名被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの 有無および内容等、弊社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必 要な事項
- ※2 特別な照会または調査が必要な場合、及びそれぞれの場合の期日は以下の とおりです。
 - ① 上記※1①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他 の公の機関による捜査・調査結果の照会 180 日
 - ② 上記※1①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その 他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 上記※1③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するため の、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結 果の照会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域にお ける上記※1①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ 上記※1①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的 な手段がない場合の日本国外における調査 180 日
- (注) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

ご連絡先一覧

自動車保険および自賠責保険の保険金のご請求について、ご不明な点またはご不 満な点がある場合には、弊社のほか、次のような各種の交通事故相談機関が設置さ れており、無料でご相談等に応じておりますので、あわせてご利用ください。

●一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一 般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で 問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを 行うことができます。

(通話料はご利用者負担になります。)

固定電話・携帯電話 : 0570-022-808 PHS・IP電話 : 03-4332-5241

受付時間: 平日 午前9:15~午後5:00(12月30日~1月4日を除きます。)

●公益財団法人日弁連交通事故相談センター

日弁連交通事故相談センターの相談所が下表の場所を含め全国(各弁護士会内等) に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関するご相談や示談のあっ旋を無料 で行っています。

示談のあっ旋をしている主な相談所>						
相談所名	所在地	電話番号				
本部	千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 14 階	03(3581)4724				
札幌	札幌市中央区北 1 条西 10 丁目 札幌弁護士会館 2 階	011(251)7730				
岩手	盛岡市大通 1-2-1 サンビル 2 階岩手弁護士会内	019(623)5005				
仙台	仙台市青葉区一番町 2-9-18 仙台弁護士会館 1 階	022(223)2383				
山形	山形市七日町 2-7-10 NANA-BEANS8階	023(635)3648				
水戸	水戸市大町 2-2-75 茨城県弁護士会館内	029(221)3501				
栃木	宇都宮市小幡 2-7-13 栃木県弁護士会館内	028(622)2008				
前橋	前橋市大手町 3-6-6 群馬弁護士会館内	027(234)9321				
埼玉	さいたま市浦和区高砂 4-2-1 浦和高砂パークハウス 1 階 埼玉弁護士会法律相談センター内	048(710)5666				
千葉	千葉市中央区中央 4-13-12 千葉県弁護士会館内	043(227)8530				
霞ヶ関	千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 3 階	03(3581)1782				
横浜	横浜市中区日本大通9 横浜弁護士会館内	045(211)7700				
山梨	甲府市中央 1-8-7 山梨弁護士会館内	055(235)7202				
新潟	新潟市中央区学校町通一番町 1 新潟弁護士会 館内	025(222)5533				
岐阜	岐阜市端詰町 22 岐阜県弁護士会館内	058(265)0020				
静岡	静岡市葵区追手町 10-80 静岡県弁護士会館内	054(252)0008				
沼津	沼津市御幸町 21-1 静岡県弁護士会沼津支部内	055(931)1848				
浜松	浜松市中区中央 1-9-1 静岡県弁護士会浜松支部内	053(455)3009				
名古屋	名古屋市中区栄 4-1-1 中日ビル 3 階 名古屋法律相談センター内	052(252)0044				
富山	富山市長柄町 3-4-1 富山県弁護士会館内	076(421)4811				
福井	福井市宝永 4-3-1 三井生命ビル 7 階 福井県弁護士会館内	0776(23)5255				
滋賀	大津市梅林 1-3-3 滋賀弁護士会館内	077(522)2013				
京都	京都市中京区富小路通丸太町下ル 京都弁護士 会館内	075(231)2378				
大阪	大阪市北区西天満 1-12-5 大阪弁護士会館内	06(6364)8289				
神戸	神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー 13 階 兵庫県弁護士会分	078(341)1717				

	館内	
奈良	奈良市中筋町 22-1 奈良弁護士会館内	0742(26)3532
三重	津市中央 3-23 三重弁護士会館内	059(228)2232
岡山	岡山市北区南方 1-8-29 岡山弁護士会館内	086(234)5888
広島	広島市中区基町 6-27 広島そごう新館 6 階 紙屋町法律相談センター内	082(225)1600
山口	山口市黄金町 2-15 山口県弁護士会館内	0570 (064) 490
高松	高松市丸の内 2-22 香川県弁護士会館内	087(822)3693
愛媛	松山市三番町 4-8-8 愛媛弁護士会館内	089(941)6279
高知	高知市越前町 1-5-7 高知弁護士会館内	088(822)4867
福岡	福岡市中央区渡辺通 5-14-12 南天神ビル2階 天神弁護士センター内	092(741)2270
北九州	北九州市小倉北区金田 1-4-2 北九州法律相談センター内	093(561)0360
佐賀	佐賀市中の小路 7-19 佐賀県弁護士会館内	0952(24)3411
熊本	熊本市水道町 1-23 加地ビル 3 階 熊本法律相談センター内	096(325)0009
鹿児島	鹿児島市易居町 2-3 鹿児島県弁護士会館内	099(226)3765
那覇	那覇市松尾 2-2-26-6 沖縄弁護士会館内	098(835)3737

(2013年4月現在)

●公益財団法人交通事故紛争処理センター

この紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査委員が無料で、 被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解のあっ旋を行っています。

本部・支部・相談室名	所在地	電話番号
東京本部	新宿区西新宿 2-3-1 新宿モノリスビル 25 階	03(3346)1756
札幌支部	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館4階	011(281)3241
仙台支部	仙台市青葉区中央 2-2-1 仙台三菱ビル 4 階	022(263)7231
名古屋支部	名古屋市中村区名駅南 2-14-19 住友生命名古屋ビル 24 階	052(581)9491
大阪支部	大阪市中央区北浜 2-5-23 小寺プラザビル 4 階南側	06(6227)0277
広島支部	広島市中区立町 1-20 NREG広島立町ビル5階	082(249)5421
高松支部	高松市丸の内 2-22 香川県弁護士会館 3 階	087(822)5005
福岡支部	福岡市中央区天神 1-9-17 福岡天神フコク生命ビル 10 階	092(721)0881
さいたま相談室	さいたま市大宮区吉敷町 1-75-1 太陽生命大宮吉敷町ビル2階	048 (650) 5271
金沢相談室	金沢市本町 2-11-7 金沢フコク生命駅前ビル 12 階	076(234)6650

(2013年4月現在)

自動車運転者損害賠償責任保険普通保険約款

第1章 賠償責任条項

第1条 (用語の定義)

この賠償責任条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法(昭和 30 年法律第 97 号)に基づく責任保険または 責任共済をいいます。
借用自動車	記名被保険者がその使用について正当な権利を有する者の承諾を得て使用または管理中の自動車であって、かつ、その用途車種が次のいずれかに該当する自動車であるものをいいます。ただし、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者の同居の親族が所有する自動車(注1)を除ぎます。(1)自家用普通通申車(最大積載量0.5トン以下)(1)自家用普通通申車(最大積載量0.5トン以下)(1)自家用普通通申車(最大積載量0.5トン超2トン以下)(2)自家用中型通询中車(最大積載量0.5トン超2トン以下)(3)自家用中型通询中車(自家有数量で、1)を明本では、1)で、1)を明本では、1)で、1)を明本では、1)で、1)に、1)で、1)に、1)で、1)に、1)に、1)で、1)に、1)で、1)に、1)で、1)に、1)に、1)で、1)に、1)に、1)に、1)に、1)に、1)に、1)に、1)に、1)に、1)に
所有権留保条項 付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者 等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移 さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
対人事故	記名被保険者が借用自動車の運転に起因して他人の生命または身体を害す ることをいいます。
対物事故	記名被保険者が借用自動車の運転に起因して他人の財物を滅失、破損また は汚損することをいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責 金額は被保険者の自己負担となります。
用途車種	登録番号標等 (注) 上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用 自家用小型乗用車、自家用経四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用経 時輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンブカー、自家用経 の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当会社が定める区分表によるも のとします。 (注) 車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条(保険金を支払う場合-対人賠償)

- 当会社は、対人事故により、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る
- 損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。 (2) 当会社は、1回の対人事故による(1) の損害に対しては、自賠責保険等によって支払われる金 額がある場合には、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その 超過額に対してのみ保険金を支払います。

第3条(保険金を支払う場合-対物賠償)

当会社は、対物事故により、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。 第4条(保険金を支払わない場合ーその1 対人・対物賠償共通)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いませ
- --保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人(注 1)の故意
- 2 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (4)
-) 台風、洪水または高潮) 台風、洪水または高潮) 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発 性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- でくび他行告されていた日本人にはているのが日にた近今のもの のに規定した以外の放射線照射または放射能汚染 のから⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 の 借用自動車を競技、曲技(注5)もしくは試験のために使用すること、または借用自動車を競 技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用(注6)すること。 (8)
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機 関をいいます。
- (注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害 され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3) 使用済燃料を含みます
- (注4)原子核分裂生成物を含みます。

- (注 1) 原子(以) 惑王(成何を己のより。 (注 5) 競技または曲技のための練習を含みます。 (注 6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。 (2) 当会社は、記名被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約 によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いま せん。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に生じた事故により、記名被保険者が被った損害に対し ては、保険金を支払いません。
- 記名被保険者の使用者の業務(注1)のために、その使用者の所有する自動車(注2)を運転し ている場合
- ンの多の う ・ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として 受託した自動車を運転している場合

(注1) 家事を除きます。

(注2) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約に

より借り入れた自動車を含みます。 第5条(保険金を支払わない場合ーその2 対人賠償)

当会社は、対人事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それ によって記名被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 記名被保険者の父母、配偶者または子 ② 記名被保険者の業務(注)に従事中の使用人

家事を除きます 第6条(保険金を支払わない場合-その3 対物賠償)

当会社は、対物事故により記名被保険者またはその父母、配偶者もしくは子の所有、使用または管 理する財物が滅失、破損または汚損された場合には、それによって記名被保険者が被る損害に対して は、保険金を支払いません。

第7条(当会社による援助-対人・対物賠償共通)

記名被保険者が対人事故または対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、 記名被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が記名被保険者に対し て支払責任を負う限度において、記名被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続につ いて協力または援助を行います

第8条(当会社による解決-対人賠償)

- #8条(目芸任による解状ー刈入船値) (1) 記名被保険者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求 権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が記名 被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、記名被保険者の同意を得て、 記名被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注)を行います。 (注) 弁護士の選任を含みます。
- (2)(1)の場合には、記名被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなけ ればなりません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。
 ① 記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険証券記載 の保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額を明らかに超える場合 の保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額を明らかに超える場合 ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合 ③ 正当な理由がなく記名被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

第9条(損害賠償請求権者の直接請求権-対人賠償)

- (1) 対人事故によって記名被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請 、水像等成、4分で、10分で、10分では、投資では、投資では関連したがません。場合は、接合 水像者は、当会社が記名破保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に 定める損害賠償額の支払を請求するごとができます。))当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償 3)当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償
- 額を支払います。ただし、当会社がこの賠償責任条項および基本条項に従い記名被保険者に対して 支払うべき保険金の額(注)を限度とします。
- 記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、記名被 保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立
- 記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、記名被 保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- 損害賠償請求権者が記名被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを記名被保険者に対 して書面で承諾した場合 (3) に定める損害賠償額が保険証券記載の保険金額(注)を超えることが明らかになった場合
- 法律上の損害賠償責任を負担すべき記名被保険者について、次のいずれかに該当する事由があっ た場合
- ア. 記名被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
- イ. 記名被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。 (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し 引いた額とします。
- (3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

記名被保険者が損害 賠償請求権者に対し て負担する法律上の 損害賠償責任の額

自賠責保険等によっ て支払われる金額

記名被保険者が損害 賠償請求権者に対し 損害賠償額 て既に支払った損害 賠償金の額

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が記名被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社 は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います
- (5)(2)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、そ の金額の限度において当会社が記名被保険者に、その記名被保険者の被る損害に対して、保険金を 支払ったものとみなします

- 第 10 条 (当会社による解決 対物賠償) (1)記名被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、記名被保険者が当会社の解決 条件に同意している場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の 支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が記名被保険者に対して支払責任を負う限度にお いて、当会社の費用により、記名被保険者の同意を得て、記名被保険者のために、折衝、示談また は調停もしくは訴訟の手続(注)を行います。 (注) 弁護士の選任を含みます。
- (2) (1) の折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注)には、借用自動車の所有者および記名 被保険者から相手方への借用自動車に生じた損害についての請求に関するものは含みません。 (注) 弁護士の選任を含みます。
- (3)(1)の場合には、記名被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなけ ればなりません。
- (4) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。 ① 1回の対物事故につき、記名被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の 保険金額を明らかに超える場合
- 体映立維化研りに低える場合 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合 正当な理由がなく記名被保険者が(3)に規定する協力を拒んだ場合 保険証券に免責金額の記載がある場合は、1回の対物事故につき、記名被保険者が負担する法律 上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の免責金額を下回る場合 第11条 (損害賠償請求権者の直接請求権-対物賠償)
- 第11条(損害賠償請求権者の追接請求権一対物賠償) (1) 対物事故によって記名被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請 求権者は、当会社が記名被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に 定める損害賠償額の支払を請求するごとができます。 (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償 額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの賠償責任条項および基本条項に従い 記名被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。
- 記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、記名被 保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立

- した場合
- (2) - 記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、記名被
- 保険者と損害賠償請求権者が記名被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを記名被保険者に対 して書面で承諾した場合
- 法律上の損害賠償責任を負担すべき記名被保険者について、次のいずれかに該当する事由があっ た場合
 - ア. 記名被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
- イ. 記名被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。 (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し 引いた額とします。
- (3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

記名被保障者が指害 記名被保険者が指害 保険証券に免責金額 賠償請求権者に対し て既に支払った損害 賠償請求権者に対して負担する法律上の の記載がある場合 = 損害賠償額 は、その免責金額 損害賠償責任の額 賠償金の額

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が記名被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社 は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (2) または(7) の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行っ た場合は、その金額の限度において当会社が記名被保険者に、その記名被保険者の被る損害に対し て、保険金を支払ったものとみなします。) 1回の対物事故につき、記名被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注)が保険証券
- 記載の保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行 使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、 次のいずれかに該当する場合を除きます。
- (2) ④に規定する事実があった場合
-) 損害賠償請求権者が記名被保険者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、記名被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
- 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と記名被保険者との間で、書 面による合意が成立した場合
- (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含 みます。
- (7)(6)②または③に該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの賠償責任条項および基本条項に従い記名被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。
- (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し 引いた額とします。 第12条 (費用ー対人・対物賠償共通)
- 保険契約者または記名被保険者が支出した次の費用(注)は、これを損害の一部とみなします。 基本条項第16条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要 または有益であった費用
- 基本条項第16条④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ・ 要や来現所 10 未受にが定する権可が未または打戻に必要は手続でするために必らために対 対人事故または対効等故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要ま たは有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その 手段を講じたことによって要した費用のうち、な事士当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置 のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- 対物事故が発生した場合で、失火ノ責任ニ関スル法律(明治32年法律第40号)の適用により記 名被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないときにおいて、記名被保険者が道路法(昭和 27 年 法律第 180 号) 第 58 条(原因者負担金)の原因者負担金として支出した費用
- 対人事故または対物事故に関して記名被保険者の行う折衝または示談について記名被保険者が当 会社の同意を得て支出した費用、および第8条(当会社による解決-対人賠償)(2)または第10 条(当会社による解決 - 対物賠償)(3)の規定により記名被保険者が当会社に協力するために要
- 損害賠償に関する争訟について、記名被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費 用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必 要な手続をするために要した費用
- 収入の喪失を含みません。 第13条 (支払保険金の計算-対人賠償)
- (1)1回の対人事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。た だし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額を限度とします。

前条①から③までの 自賠責保険等によっ 賠償請求権者に対し = 保険金の額 て負担する法律上の て支払われる金額 損害賠償責任の額

- (2) 当会社は、(1) に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。
- 前条⑤および⑥の費用
-) 第8条(当会社による解決-対人賠償)(1) の規定に基づく訴訟または記名被保険者が当会社 の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金
- 第14条 (支払保険金の計算-対物賠償)
- (1) 1回の対物事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

記名被保険者 記名被保険者が損害 第 12 条 (費 保険証券に免 が損害賠償請 賠償請求権者に対し 用一対人・対 青金額の記載 求権者に対し て損害賠償金を支 物賠償共通) がある場合 = 保険金の額 て負担する法 払ったことにより取 得するものがある場 は、その免責 ①から④まで 律上の損害賠 の費用 金額 償責任の額 合は、その価額

- (2) 当会社は、(1) に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。 ① 第12条(費用-対人・対物賠償共通)⑤および⑥の費用
- ① 第10条(当会社による解決・対物賠償、担「ののよりのの資料 ② 第10条(当会社による解決・対物賠償)(1)の規定に基づく訴訟または記名被保険者が当会社 の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金 (3)(1)ただし書の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、対物保険金額 が10億円を超える場合、当会社の支払う保険金の額は10億円を限度とします。
- 借用自動車に業務(注1)として積載されている危険物(注2)の火災、爆発または漏えいに起
- 因する対物事故
- ② 借用自動車が被けん引自動車をけん引中に発生した、被けん引自動車に業務(注1)として積載されている危険物(注2)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故

- ③ 航空機の滅失、破損または汚損を伴う対物事故
- (注1) 家事を除きます。
- (注2) 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条(用語の定義)に定める高圧 ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成 14 年国土 交通省告示第 619 号)第 2 条(定義)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)第 2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。
- 第15条(仮社金および供託金の貸付け等一対・対物賠償共通)
 (1)第7条(当会社による援助一対人・対物賠償共通)
 (1)第7条(当会社による援助一対人・対物賠償共通)第8条(当会社による解決一対人賠償)
 (1)または第10条(当会社による解決一対物賠償)(1)の規定により当会社が記名被保険者の
 ために援助または解決にあたる場合には、当会社は、次の金額の範囲内で、仮処分命令に基づく仮
 払金を無利息で記名被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のと きの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の 利息で記名被保険者に貸し付けます。
 - 対人事故については、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金 額(注1)

 - 2²¹¹対物事故については、1回の事故につき、保険証券記載の保険金額(注2) (注1)同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第9条(損害賠償請求権者の直接請求権 - 対人賠償)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします
 - (注2) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第11条(損害賠償請求権者の直接請求 - 2 「川」学版に ラスピル・シストンに (メンカンには ディス・スター (リーデン) では (リーマン) では (リーマ
 - (注) の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。 (注) 利息を含みます。
- (3) (1) の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第9条(損害賠償請求権者の直接請求権一対人賠償)(2) ただし書、第11条 (損害賠償請求権名の直接請求権一対人賠償)(2) ただし書、同条(7) ただし書、第13条(支払保険金の計算 一対人賠償)(1) ただし書および前条 (1) ただし書の規定は、その貸付金または供託金(注)を既に支払った保険金と みなして適用します。 (注) 利息を含みます
- (4)(1)の供託金(注)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(注)の限度で、 (1) の当会社の名による供託金(注) または貸付金(注) が保険金として支払われたものとみな します。
- (注) 利息を含みます。 (5) 基本条項第20条(保険金の請求)の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、
- (1) の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。
- 第16条 (先取特権一対人・対物賠償共通) (1)対人事故または対物事故にかかわる損害賠償請求権者は、記名被保険者の当会社に対する保険金
- (注) について先取特権を有します。 (注) 第12条(費用ー対人・対物賠償共通)の費用に対する保険金請求権を除きます。 (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。 ① 記名被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から記名被保険者 に支払う場合(注1)
 - にという。 記名被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、記名被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合 記名被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が
 - (1) のた取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合 記名被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が記名被保険者に
 - 保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から記名被保険者に支払う 場合(注2)
 - (注1)記名被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - (注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保 険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできませ ん。ただし、(2) ①または④の規定により記名被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求す ることができる場合を除きます。
- ることができる場合を除きます。 第17条(費用ー対人・対物賠償共通)の費用に対する保険金請求権を除きます。 第17条(攘害賠償請求権者の権利と記名被保険者の権利の調整) 保険証券記載の保険金額が、前条(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と記名被保険者が第12条(費用ー対人・対物賠償共通)の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、記名被保険者に対する保険金の支払に元立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第2章 自損事故条項

第1条 (用語の定義)

この自損事故条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常 所見をいいます。
記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残され た症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは 身体の一部の欠損をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
借用自動車	賠償責任条項第1条(用語の定義)に規定する借用自動車をいいます。
所有権留保条項 付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者 等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移 さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67 号)に定める乗車装置をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保 険者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、介護費用保険金または医療保険金をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被 り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第3条(自動車損害賠償責任)に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、その傷 この自損事故条項および基本条項に従い、保険金を支払います。
- 借用自動車の運行に起因する事故 借用自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または借用自動車の 落下。ただし、被保険者が借用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注)に搭乗中 である場合に限ります。
- (注) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (1) の傷害にはガス中毒を含みます。 (1) の傷害には、次のものを含みません。 日射、熱射または精神的衝動による障害
- 1
- 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの 第3条(保険金を支払わない場合-その1)
- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。 ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
-) 記名被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで借用自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で借用自動車を運転している場合、または道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転を発表)を156~2000年に対している場合と、2500年に対している場合と、2500年に対している場合と、2500年に対している場合と、2500年に対している場合と、2500年に対している。 等の禁止)第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で借用自動車を運転している 場合に生じた傷害
- 物ロにエン「原図 ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害 (2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その 者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(注)に 対しては、保険金を支払いません。

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いませ
- 1 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (注1)
- (2)
-)、 地震もしくは噴火またはこれらによる津波)核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 3
- ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- 使用済燃料を含みます。
- (注3)原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 競技または曲技のための練習を含みます。
- (注5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
- 記名被保険者の使用者の業務(注1)のために、その使用者の所有する自動車(注2)を運転し ている場合に、被保険者について生じた傷害
- 記名被保険者が自動車の修理、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業 務として受託した自動車を運転している場合に、被保険者について生じた傷害 (注1) 家事を除きます。
- (注2) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約に より借り入れた自動車を含みます。
- 第5条(被保険者の範囲) (1) この自損事故条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
- 1 借用自動車を運転中の記名被保険者
- 記名被保険者が運転している借用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注)に搭 乗している次のいずれかに該当する者
- ア. 記名被保険者の配偶者
- イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (注) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。 (2) (1) の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で借用自動車に搭乗中の者は被保険者に 含みません。
- 第6条 (個別適用)
- この自損事故条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条 (支払保険金の計算)

(1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、下 表に掲げる支払事由に該当する場合に、下表のとおり保険金を支払います。

	名称	支払事由	保険金の額	保険金受取人
1	死亡保険 金	死亡した場合	1,500万円(注1)	被保険者の法 定相続人
2	後遺障害 保険金	別表の1または別表の2に掲 げる後遺障害が生じた場合	該当する後遺障害の等級に対応する別表の1または別表の2に定める金額	被保険者
3	介護費用保険金	次のいずれかの後遺障害が生 したがつかの後遺障害が生 と認められる場合をただし第2 級に掲げる後遺障を同時 被った場合を遺障きす。 別表の1の第1級まを同時 被った場合を除きます。 ア・別表の2の第1級 級または第3級0もしくは	200万円	被保険者

		④に掲げる後遺障害 イ.(3)または(4)の規定 により、別表の2の第1級 または第2級に掲げる金額 が支払われるべき後遺障害		
4	金	治療を要した場合	治療日数に対し、次の算式に よって算出した金額。ただし、 1回の事故につき、100万円 を限度とします。 ア・入院した場合 6.000円×入 保険金の額 イ・通院した場合院日数 = 医療 保険金の額 イ・通院した場合院とり 2)= 医療保険金の額	被保険者

- (注1) 1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、1,500万円 から既に支払った金額を控除した残額とします。
- (注2) ④の医療保険金におけるアに該当する日数を除きます。
- (2)(1)の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により (1) の死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。
- 別表の1または別表の2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の 後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当す る等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により、別表の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、次の額を 後遺障害保険金として支払います。
- 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の 3級上位の等級に定める金額
- ①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害 に該当する等級の2級上位の等級に定める金額
- ①および②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重 い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に定める金額。ただし、それぞれの金額の合計額が上 記の金額に達しない場合は、その合計額とします。
- ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に定める金額
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を受けたことによって、同 ―部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金 として支払います。

別表の1または別表の2 に掲げる加重後の後遺障 既にあった後遺障害に該 = 後遺障害保険金の額 害に該当する等級に定め 当する等級に定める金額 る金額

- (6) 当会社は、(1) の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内
- (8) 巨療保険金の身体への側面がされた場合であって、その処面が同法的財財 11条に定める医療給 との判定を受けた後、その身体への側面がされた場合であって、当会社は、重複しては介護費用保険金を支払いません。
 (8) 医療保険金における治療日数には、臓器の移植に関する法律(平成9年法庫104号)第6条(臓器の割出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳外した者の身体」との判定を受けた後、その身体への側面がされた場合であって、その処面が同法的財財 11条に定める医療給せた。マーマーマンを大き、中学に上げる医療の会体として、マーンを大き、大き、中学に上げる医療の会体として、マーンを大き、中学に上げる医療 付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、 その処置日数を含みます。
 - (注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付として
- ハニハ △ MARI I IN BIRTO LAW DELITION ** 1 ** 1950 16 ** 18 ** 19 * (本院立め口旅日が日本)を 長管骨 (注) および脊柱 - 長管骨 (注) に接続する三大関節部分。ただし、長管骨 (注) 部分も含めて装着した場合に限り
 - ます。
- ③ 肋骨、胸骨。ただし、体幹部に装着した場合に限ります。
- (注)上腕骨・橈骨、穴骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。
- (10) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては医療保険金を支払いません。

第8条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしく は疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷 害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったと きに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、 (1) と同様の方法で支払います。
- 第9条 (当会社の責任限度額等)
-) 1回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金の額は、第7条(支払保険金の計算)の規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とします。
- (2) 1回の事故につき、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第7条(支払保険金の計算)お よび前条の規定による額とし、かつ、2,000万円を限度とします。 (3)当会社は、(1)および(2)に定める保険金のほか、1回の事故につき、第7条(支払保険金
- の計算)および前条の規定による介護費用保険金および医療保険金を支払います。

第10条(代位)

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第 三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

<別表> 後遺障害等級表 1.介護を要する後遺障害

等級	後 遺 障 害	保険金 支払額
第1級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	2,000万円
第2級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要する もの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	1,500 万円

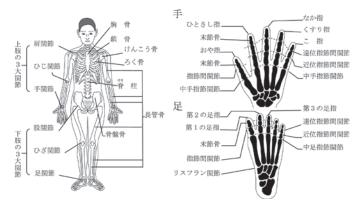
2.1.以外の後遺障害

等級	後遺障害	保険金 支払額
第1級	① 両眼が失明したもの ② 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ③ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ④ 両上肢の田を全廃したもの ⑤ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑤ 両下肢の明を全廃したもの	1,500 万円
第2級	1 眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が 0.02 以下になったもの 画眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの 両上肢を手関節以上で失ったもの 両下肢を足関節以上で失ったもの	1,295 万円
第3級	① 1 眼が失明し、他眼の緒 正視力が 0.06 以下になったもの② 唱しゃくまたは言語の機能を廃したもの③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの。 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの。 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	1,110 万円
第4級	① 両眼の第正視力が 0.06 以下になったもの ② 咱しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力を全く失ったもの ③ 1上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑤ 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、手指の未節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節(おや指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。)	960 万円
第5級	① 1眼が失明し、他眼の第立視力が 0.1以下になったもの 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 。 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務 (に服するごとができないもの 。 1 上肢を手関節以上で失ったもの 。 1 上肢を月関節以上で失ったもの 。 1 上肢の用を全廃したもの 。 1 上肢の用を全廃したもの 。 面足の足指の全部を失ったもの (足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	825 万円
第6級	① 両眼の第正視力が 0.1以下になったもの② 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの④ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの⑤ 背柱に著しい変形または運動障害を残すもの⑥ 1上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの⑦ 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの⑧ 1手の5 の手指またはおや指を含み4 の手指を失ったもの	700 万円

第7級	① 1 眼が失明し、他眼の第正視力が0.6以下になったもの② 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの③ 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの② 1手指を失ったものの 1 手指を失ったものの 1 手指を失ったものの 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 1 可に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 1 可定に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 1 両足の足指の全部の用を廃したもの(2 1 上肢に偽関節を残し、著しい連動障害を残すもの 1 下肢に偽関節を残し、著しい連動障害を残すもの 1 下肢に偽関節を残し、著しい連動障害を残すもの 1 の足指は本節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節(第 1 の足指はあっては、指節間関節)に著しい連動障害を残すものをいいます。以下同様とします。 2 外貌に著しい離状を残すもの 1 両側の響丸を失ったもの	585 万円
第8級	① 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの② 替柱に運動障害を残すもの③ 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの④ 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの⑤ 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの⑦ 1下肢に偽関節を残すもの◎ 1上肢に偽関節を残すもの◎ 1下肢に偽関節を残すもの◎ 1下皮に偽関節を残すもの◎ 1アの定指の全部を失ったもの	470 万円
第9級	① 両限の構正視力が 0.6 以下になったもの ② 1 眼の橋 正視力が 0.6 以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野疾者たは視野変状を残すもの 画眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 扇を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの ⑥ 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの ⑥ 面耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ② 1 耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することがの、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することがのとが困難である程度になったもの ③ 1 耳の聴力を全く失ったもの ⑤ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑥ 神経系統の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑥ 加速が破壊が機能に降いる。 ⑥ 1 手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの ⑤ 1 手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したものまたはない。1 足の足指の全部の用を廃したもの ⑤ 1 元の第1の足指を強く以上の足指を失ったもの ⑤ 1 足の足指の全部の用を廃したもの ⑤ 1 足の足指の全部の用を廃したもの	365 万円
第 10 級	① 1眼の第正視力が 0.1以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの ③ 14 歯以上に対し歯科補線を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが 困難である程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ① 1手のおや指またはおや指以外の 2 の手指の用を廃したもの ⑥ 1 下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1 足の第1の足指または他の4 の足指を失ったもの ⑥ 1 上肢の 3 大関節中の 1関節の機能に著しい障害を残すもの 1 下肢の 3 大関節中の 1関節の機能に著しい障害を残すもの	280 万円
第 11 級	 ① 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの 同眼のまぶたに著しいど重動障害を残すもの ③ 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④ 10 歯以上に対し歯科補緩を加えたもの 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑥ ず柱に変形を残すもの ⑤ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの ⑨ 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 向腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 	210 万円

第 12 級	① 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④ 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤ 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ③ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑥ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑤ 1下放の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑥ 1更つ指を失ったもの ⑥ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの ⑥ 1年のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの ⑥ 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの。方に関すない。方に関するといる第2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの。方の影は原因な神経症状を残すもの ⑤ 場部に確認な神経症状を残すもの ⑤ 外貌に醜状を残すもの	145 万円
第 13 級	① 1眼の第正視力が 0.6以下になったもの ② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの 画眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ⑤ 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ 1手のご指の用を廃したもの ⑦ 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑥ 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの ⑪ 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの。 加を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	95 万円
第 14 級	① 1眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ② 3歯以上に対し歯科補緩を加えたもの ③ 1耳の味力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑥ 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ② 1 手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ③ 1 足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの ⑤ 局部に神経症状を残すもの	50 万円

注 関節などの説明図



第3章 基本条項

第1条(用語の定義) この基本条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険 料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になるこ とをいいます。
記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは 身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注) (注)他の保険契約等に関する事項を含みます。

失効	この保険契約内容の全部または一部の効力を、その時以降失うことをいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
借用自動車	賠償責任条項第1条(用語の定義)に規定する借用自動車をいいます。
所有権留保条項 付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保 険者以外の医師による治療をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	賠償責任条項または自損事故条項の保険金をいいます。
保険媒介者	_ 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(注)をいい
	ます。 (注)当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。
無効	この保険契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして 取扱うことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責 金額は被保険者の自己負担となります。
用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用 車自家用小型乗用車、自家再整四輪無用車、自家用外型貨物車、自家用財 四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンブカー、自家用バス等 の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当会社が定める区分表によるも のとします。 (注)車両番号標および標識番号標を含みます。
レンタカー等の 自動車	不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車をいい、1年以上 を期間とする貸借契約により貸し渡すものを除きます。

第2条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わりま
- (注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対し ては、保険金を支払いません。 第3条(保険責任のおよぶ地域)

- 当会社は、記名被保険者が日本国内(注)において、借用自動車を運転している場合に生じた事故による損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。 (注) 日本国外における日本船舶内を含みます。
- 第4条(告知義務)
- (1) 保険契約者または記名被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事 実を正確に告げなければなりません。
- 大・企工連にログログログログログログでは、 自会社は、保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者が、告知事項について、故意また は重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約 者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- (2) に規定する事実がなくなった場合
- 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを 知らなかった場合(注)
- 保険契約者または記名被保険者が、当会社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につ 書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正 の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられ ていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとし ます。
- 4 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合また は保険契約締結時から5年を経過した場合
- ⑤ 保険媒介者が、保険契約者または記名被保険者が事実を告げることを妨げた場合 ⑥ 保険媒介者が、保険契約者または記名被保険者に対し、事実を告げないことまたは事実と異なる
- ことを告げることを勧めた場合
- (注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。 (4) (3) ⑤および⑥の規定は、(3) ⑤および⑥に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保
- 険契約者または記名被保険者が事実を告げず、または事実と異なることを告げたと認められる場合 には適用しません。
- (5)(2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第11条(保 険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、 既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (6)(5)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害について は適用しません。

第5条(通知義務)

- 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生した場合には、保険契 約者または記名被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
 - (注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事

- (注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
 (2) (1) の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または記名被保険者が、故憲または重たな過失になって遅滞なく(1) の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 (3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
 (4) (2) の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
 (5) (4) の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、その返還を請求することができます。

害については適用しません。

- (6)(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範 図(注)が飛びるパインター 囲(注)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する、書面による用力をもって、 この保険契約を解除することができます。 (注) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に
 - 当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (7)(6)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第11条(保 険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時ま でに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合 において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第6条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その 旨を当会社に通知しなければなりません。

第7条 (保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもっ て締結した保険契約は無効とします。

第8条 (保険契約の取消し)

保険契約者または記名被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、 当会社は、 保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第9条 (保険契約の解除)

- 当会社は、保険契約者が第12条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合) (1) または(2) の追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払 がなかった場合に限ります。
- (2) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができま

第10条 (重大事由による保険契約の解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知を もって、この保険契約を解除することができます。
-)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金 を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺
- を行い、または行おうとしたこと。 ③ 保険契約者または記名被保険者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。

反社会的勢力 (注) に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認 イ. められること

ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。

- 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の
- の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。 (注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準 構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知を
- 1

-) 当会社は、次のいすれかに設当する事出かのる場合には、床板突起すにバックを開始されましまって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
) 被保険者 (注1) が、(1) ③アからウまでまたは才のいずれかに該当すること。
) 被保険者 (注2) に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからウま でまたは才のいずれかに該当すること。 (注1) 自損事故条項における被保険者であって記名被保険者以外の者に限ります。

(注2) 自損事故条項における被保険者に限ります。

- (注27) 回暦等収未頃にの場合版本版は日本版とは (3)(1)または(2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であって も、次条の規定にかかわらず、(1)のから@までの事由または(2)のもしくは②の事由が生じ た時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険 金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を 請求することができます。
- 保険契約者または記名被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1) の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、賠償責任条項に基づき保険金を支払うべ (注) については適用しません。
 - (注) 賠償責任条項第12条(費用-対人・対物賠償共通)に規定する費用のうち、(1)③アからウ までまたはオのいずれかに該当する記名被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。
- (5) (2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、次の損害または傷害については適 用しません。

(4)の損害(注)

- 自損事故条項に基づき保険金を支払うべき傷害のうち、(1) ③アからウまでまたはオのいずれ にも該当しない被保険者に生じた傷害。ただし、その傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者 が(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当する場合には、その者の受け取るべき金額に限 り、(3)の規定を適用するものとします。
- (注) 賠償責任条項第12条(費用-対人・対物賠償共通)に規定する費用のうち、(1)③アからウ までまたはオのいずれかに該当する記名被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。 第11条(保険契約解除の効力)

- 第11条 (味険%制)
 開除に切別別 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。 第12条 (保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合) (1)第4条 (告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更す る必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料 を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるとき は、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した。危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間 (注) に対する保険料を返還または請求します。
- (注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間 をいいます。
- をいいます。 (3)(1)および(2)の規定により追加保険料を請求する場合において、第9条(保険契約の解除) (1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。 ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損 害または傷害については除きます。
- (注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。 (4)(1) および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変 更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経

過期間に対する保険料を返還または請求します。

(5)(4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対 しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款および特約に 従い、保険金を支払います。

第13条 (保険料の返還-無効または失効の場合)

- (1) 第7条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返 還しません。 (2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返
- 還します。

第14条 (保険料の返還-取消しの場合)

第8条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、 保険料を返還しません。

第15条 (保険料の返還-解除の場合)

第4条(告知義務)(2)、第5条(通知義務)(2)、同条(6)、第9条(保険契約の解除)(1)、第10条(重大事由による保険契約の解除)(1) またはこの保険契約に適用される特約の (1) 第4条(告知義務) 規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計 算した保険料を返還します。

(2) 第9条(保険契約の解除)(2)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当 会社は、保険料から既経過期間に対して別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引い その残額を返還します。なお、差し引いた額が負となる場合は請求します。

(3) 第12条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)の規定に基づき、保険契約 者が保険料の返還を受けていた場合または追加保険料を支払っていた場合に、保険契約者が保険契約を解除した場合は、保険契約の条件に応じた保険料から既経過期間に対して別表に掲げる短期料 率によって計算した保険料およびその保険契約にかかる未払込保険料(注)の合計額を差し引いて、 その残額を返還します。

(注) 払込期日が到来していない保険料を含みます。 第16条 (事故発生時の義務)

*10米、(争成光立時の機力) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次 のことを履行しなければなりません。 ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。 ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。

次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。

- ア、事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ、事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所お よび氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- (4)
- 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を 承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きま
- 6 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知する رغ ح
- 7 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当会社に通知すること ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅 なく、これを提出し、また当会社が行う損害または優害の調査に協力すること。

(注1)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みま

第17条 (事故発生時の義務違反)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反し た場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

前条②、③または⑥から⑧までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額 (3) 前条④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができ たと認められる額

前条⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条③もしくは⑧の 書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、 当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第18条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を 支払います。
- (2)(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額 を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

- を、次に掲げる額から走し引いた銀に刈していの体操型で×ルルいの。。

 1 賠償責任条項に関しては、損害の額
 2 自損事故条項に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして買出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額。この場合において、同条項第1条(用語の定義)保険金の定義に規定する介護費用保険金と医療保険金とこれら以外の保険金(注)とに区分して算出するものとします。
 (注)死亡保険金および後遺障害保険金をいいます。
 (注)水の保障率の額は、それぞれの保険率約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、
- (3)(2)①の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、 そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第19条 (借用自動車の保険契約等の取扱い)

第19条 (自用自動車の床検突約等のBX放い) (1) 胎債責任条項に関しては、借用自動車について他の保険契約等がある場合には、当会社は、前条 の規定にかかわらず、他の保険契約等に優先して、損害に対して保険金を支払います。ただし、借 用自動車がレンタカー等の自動車である場合には、他の保険契約等によって支払われる保険金また は共済金の額の合計額を、損害の額(注)から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。 (注) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責

金額を差し引いた額とします。

- ー 毎日損事故条項に関しては、借用自動車について他の保険契約等がある場合には、当会社は、前条 の規定にかかわらず、他の保険契約等に優先して、傷害に対して保険金を支払います。ただし、借用自動車がレンタカー等の自動車である場合には、他の保険契約等により支払われる保険金または 共済金の額の合計額を、この保険契約により支払うべき保険金の額から差し引いた額に対してのみ 保険金を支払います。
- (2) の規定の適用においては、自損事故条項第1条(用語の定義)保険金の定義に規定する介 (3) 護費用保険金と医療保険金とこれらの保険金以外の保険金(注)とに区分して算出するものとしま
 - (注) 死亡保険金および後遺障害保険金をいいます。

第20条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- 賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担す る法律上の損害賠償責任の額について、記名被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

自損事故条項に係る保険金の請求に関しては、次の時

ア. 死亡保険金については、被保険者が死亡した時

イ・後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時 ウ・介護費用保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時。ただし、事故の発生の日からそ

の日を含めて30日を経過した時以後とします。

エ. 医療保険金については、被保険者が治療を完了した時または事故の発生の日からその日を含め て 160 日を経過した時のいずれか早い時 (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次

の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、② の交通事故証明書(注1)については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

公の機関が発行する交通事故証明書(注1)

3 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収

入の額を示す書類および戸籍謄本 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の

基礎となる収入の額を示す書類 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および 休業損害の額を示す書類

賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担す る法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾 があったことを示す書類

賠償責任条項における対物事故に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認で きる書類、修理等に要する費用の見積書(注2)および被害が生じた物の写真(注3)

その他当会社が次条 (1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類また は証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 人の死傷を伴う事故または借用自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を 伴う事故の場合に限ります。

(注2) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注3) 画像データを含みます。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社 に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができま

が保険者と同居または生計を共にする配偶者 (注) ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合に は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族 ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事

(3) 情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族 (注) 法律上の配偶者に限ります。

(4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った

 (4) の規定による 機味 でありれて人からの味味 であずれていして、ヨムエル 休候 立を欠けたとしても、当会社は、保険金を支払いませる。
 (5) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行うにある。 調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに 提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変した場合は、当会社は、それによって当会社が破った損害の額を 差し引いて保険金を支払います。

第21条 (保険金の支払時期)

(1) 当会社は、請求完了日(注) からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために 必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害ま たは傷害発生の有無および被保険者に該当する事実

保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由として この保険契約において定める事由に該当する事実の有無

保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害また は傷害との関係、治療の経過および内容

保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失 効または取消しの事由に該当する事実の有無

①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について記名被保険者が有する損 害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険 金の額を確定するために確認が必要な事項

(注)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了し た日をいいます。 (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定に

かかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確 認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・ 調査結果の照会(注3) 180 ⊟

(1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診 断、鑑定等の結果の照会 90日

(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診 後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120 日

災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤ま での事項の確認のための調査 60 日

(1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本 国外における調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2) および(3) の規定による手続を完了 した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。 (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受 け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 (注) には、これ により確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第22条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求) 当会社は、自損傷害に関して、第16条(事故発生時の義務)②もしくは③の規定による通知ま たは第20条 (保険金の請求) の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金 の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し 当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができま

(2)(1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負 担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2)収入の喪失を含みません。 第23条(損害賠償額の請求および支払)

1) 損害賠償請求権者が賠償責任条項第9条(損害賠償請求権者の直接請求権-対人賠償) または同 条項第 11 条(損害賠償請求権者の直接請求権-対物賠償)の規定により損害賠償額の支払を請求 する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりませ ただし、②の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

埍実腔僧類の請求書 公の機関が発行する交通事故証明書

死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額 を示す書類および戸籍謄本

後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎と なる収入の額を示す書類

- 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損 害の額を示す書類

記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書

) その他当会社が(6)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証 拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書 類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人と して損害賠償額を請求することができます。

損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注)

①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合 には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族

①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できな い事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族 (注) 法律上の配偶者に限ります。

(2) の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害 賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が記名被保険者に、その記名被保険者の 被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合 当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(1)、(2)もしく

は(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造し た場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。 (6) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うた

めに必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損 害発生の有無および記名被保険者に該当する事実

損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事 由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

(3) 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の 経過および内容

保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失 効または取消しの事由に該当する事実の有無

①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について記名被保険者が有する損 害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害 賠償額を確定するために確認が必要な事項

(注) 損害賠償請求権者が(1) および(2) の規定による手続を完

(7)(6)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(6)の規定に かかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請率推省に対して通知するものとします。 (6) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・

調査結果の照会(注3) 180日 当により派式 (注3) - 100 L (6)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診 (2) 断、鑑定等の結果の照会 90日

30 (6) ③の事項うち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、 後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日 (3)

- 災害救助法が適用された災害の被災地域における(6)のから⑤までの事項の確認のための調査 (4)

60 ⊟ (5)

国外における調査 180日

(注1) 損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。 (注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます

(8)(6)および(7)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその 確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(6)または(7)の期間に算入しないものとします。

(注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。第24条(時効)

保険金請求権は、第20条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場 は、時効によって消滅します。

第25条 (損害賠償額請求権の行使期限)

賠償責任条項第9条(損害賠償請求権者の直接請求権-対人賠償)または同条項第 11 条(損害賠 償請求権者の直接請求権-対物賠償)の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、 れを行使することはできません。

記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、記名被 保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合

損害賠償請求権者の記名被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第 26 条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより記名被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合にお いて、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
- 記名被保険者が取得した債権の全額
- ①以外の場合
- 記名被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
 (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転 した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第27条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約 該および特約に関する権利的よび義務を第三者に移転させることができます。 (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出
- て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続 人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

- 第28条 (保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い)
 (1) この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。
- (2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保 険金を受け取るべき者の中の 1 名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または保険金を受
- け取るべき者に対しても効力を有するものとします。 (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通 保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第29条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 30 条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

<別表> 短期料率表

1. 年掛契約の場合

既経過期間	7日まで	15 日 ま で	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
料短率期	20 %	25 %	30 %	40 %	50 %	60 %	65 %	70 %	75 %	80 %	85 %	90 %	95 %	100 %

2. 団体扱特約もしくは集団扱特約を付して締結した保険契約の場合

既経過期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
料短月 率期割	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	10/ 12	11/ 12	12/ 12

ただし、当会社が別に定める場合は、日割または月割を適用します。

特 約

1. 搭乗者傷害特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常 所見をいいます。
記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残され た症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは 身体の一部の欠損をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
借用自動車	普通保険約款賠償責任条項第1条(用語の定義)に規定する借用自動車を いいます。
所有権留保条項 付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者 等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移 さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を 確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67 号)に定める乗車装置をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保 険者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
道路	道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条(定義)第 1 項第 1 号に定める道路をいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害特別保険金、重度後遺障害介 護費用保険金または医療保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を 被った場合は、この特約に従い、保険金を支払います。
- 借用自動車の運行に起因する事故 (2) 借用自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または借用自動車の 落下
- . (1)の傷害にはガス中毒を含みます。 (2)
- (1) の傷害には、次のものを含みません。 (3) 日射、熱射または精神的衝動による障害 1
- 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの 第3条(保険金を支払わない場合-その1)
 - 当会社は、次のいずれがに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
 - 記名被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで借用自動車を運転している場合、麻薬 大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で借用 自動車を運転している場合、または道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 65 条(酒気帯び運転 等の禁止)第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で借用自動車を運転している ごた傷害
 - 被保険者が、借用自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで借用自動車に 搭乗中に生じた傷害
 - 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- (2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その
- 者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。 (3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(注)に 対しては、保険金を支払いません。
- (注) 芦善、淋色腺炎、散血症、破傷風等をいいます。 第4条(保険金を支払わない場合ーその2)
- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いませ
- 1 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発 性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染 ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- 借用自動車を競技、曲技(注4)もしくは試験のために使用すること、または借用自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用(注5)すること。 (注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害
- され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。(注2)使用済燃料を含みます。
- (注3) 原子核分裂生成物を含みます
- (注4) 競技または曲技のための練習を含みます
- (注5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。 (2) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません
- 記名被保険者の使用者の業務(注1)のために、その使用者の所有する自動車(注2)を運転し
- ている場合に、被保険者について生じた傷害 ② 記名被保険者が自動車の修理、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業 務として受託した自動車を運転している場合に、被保険者について生じた傷害 (注1) 家事を除きます。
- (注2) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約に

より借り入れた自動車を含みます。

第5条 (被保険者の範囲)

- この特約における被保険者は、記名被保険者が借用自動車を運転している間において、借用自動車 の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注)に搭乗中の者とします。ただし、極めて異常かつ 危険な方法で搭乗中の者を除きます。
- (注) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- 第6条(個別適用)
- この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
- 第7条(支払保険金の計算)
- (1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、下 表に掲げる支払事由に該当する場合に、下表のとおり保険金を支払います。

	名称	支払事由	保険金の額	保険金受取人
1	死亡保険 金	事故の発生の日からその日を 含めて 180 日以内に死亡した 場合	被保険者1名ごとの保険金額 の全額(注1)	被保険者の法 定相続人
2	後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を 含めて 180 日以内に後遺障害 が生じた場合	保険金額に別表の1または別表の2に掲げる後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合を乗じた額	被保険者
3	重度後遺 障害特別 保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表の1に別表の1に別表の1に掲げる後遺障害・第2級で第3級をも支額だり、数の第3級では一般では一般では、180年には、1	保険金額の 10 % に相当する 額。ただし、100 万円を限度 とします。	被保険者
4	重度後遺障害介護 費用保険 金	③の保険金が支払われる場合	保険金額に別表の1または別表の2に掲げる後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合を乗じた額の50%に相当する額。ただし、500万円を限度とします。	被保険者
\$	医療保険 金	「日数払」 事故の発生の日からその日を 含めて180日以内に医師の治 療を要した場合	治療日数に対し、次の算式によって算出した場合 アー入院した場合 保険証券院と記載の入院保険金 日額×3 金の額 イ・通院した場合 保険証券院日数(注2)= 医療保険金の額 医療保険金の額	被保険者

- (注1) 1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を定除した残額とします。
- (注2) ⑤の医療保険金における「日数払」のアに該当する日数を除くものとし、90 日を限度とし ます.
- (2) (1) の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。 (3) 別表の1または別表の2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の
- 後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当す
- る等級の後遺障害に該当したものとみなします。 (4)同一事故により、別表の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額 に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
- 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の
- 3級上位の等級に対する保険金支払制合 3級上位の等級に対する保険金支払制合 の以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害 に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
- ①および②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重
- い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障 害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割 合を保険金支払割合とします。
- ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金 として支払います。

別表の1または 別表の2に掲げ 既にあった後遺 障害に該当する 等級に対する保 る加重後の後遺 保険金額 = 後遺障害保険金の額 障害に該当する 等級に対する保 険金支払割合 除金支払割合

- (6) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合 は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、 生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、(1) のとおり算出した額を後遺障害保険金、重度後 遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金として支払います。
- (7) 医療保険金において治療日数には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条 (臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を 受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第 11 条に定める医療給 付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、 その処置日数を含みます。
- (注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付として されたものとみなされる処置を含みます。
- (8) 被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかの部位の骨折・変形等の治療によりギブ

ス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたは副子(シーネ)を常時装着したときは、その日数を医療 保険金の治療日数に含めます。

**(大学・イング) (本語 1975年)。 - 長管骨(注) および脊柱 - 長管骨(注) に接続する三大関節部分。ただし、長管骨(注)部分も含めて装着した場合に限り

ます。 ③ 肋骨、胸骨。ただし、体幹部に装着した場合に限ります。

(注)上腕骨・橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます

(9) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、医療保険金を支払いません。

(10)被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては医療保険金を支払いません。

第8条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- ***(日の)対体の障害が保存。(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしく (日) 被保険者が第2条 (保険金を支払う場合)の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷 害もしくは疾病の影響により「鬼たの傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったと きに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な平重報を文処力をする。 (2) 正当な理由がなく破保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき 者が治療をさせなかったことにより第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、 (1)と同様の方法で支払います。

第9条 (当会社の責任限度額等)

- (1) 1回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、前2条の規定 による額とし、かつ、保険金額を限度とします。 (2) 当会社は、次の保険金の合計額が保険金額を超える場合であっても、重度後遺障害特別保険金お
- よび重度後遺障害介護費用保険金を支払います。

(1) に定める死亡保険金および後遺障害保険金

- 第7条(支払保険金の計算)および前条の規定による重度後遺障害特別保険金および重度後遺障 害介護費用保険金
- 当会社は、(1) および(2) に定める保険金のほか、1回の事故につき、第7条(支払保険金 の計算)および前条の規定による医療保険金を支払います。

第10条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるも のとします。

① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時

- 後遺障害保険金、重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金については、被保 険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれ
- ③ 医療保険金(日数払)については、被保険者が治療を完了した時または事故の発生の日からその 日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時
- (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次 の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、② の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

保険金の請求書

- 公の機関が発行する交通事故証明書 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書および戸籍謄本

後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書

傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書

- その他当会社が普通保険約款基本条項第21条(保険金の支払時期)(1) に定める必要な事項の 確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する 書面等において定めたもの
- (3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社 に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができま

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)

- 情がある場合には、①以外の町両有(注)または必以びいの3 かずいいかがに (注)法律上の配偶者に限ります。 (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った 後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。 (5)当会社は、事故の内容、傷害の程度等に応じ、保険型約者、被保険者または保険金を受け取るべ き者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協 力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必 要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5) の規定に違反した場合または(2)、(3) もしくは(5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは記述を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を 差し引いて保険金を支払います。

第11条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、被保険者が被った第2条 (保険金を支払う場合) の傷害に関して、普通保険約款基本 条項第16条 (事故発生時の義務) ②もしくは③の規定による通知または前条の規定による請求を で表示して、「新ルボエッジ・表示」。 でしてはシッパにによる通知または明末の死止による頭がを受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1) の規定による診断または死体の検案(注1) のために要した費用(注2) は、当会社が負 担します。
- (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。 (注2) 収入の喪失を含みません。

第 12 条 (代位)

会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第 三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第13条(時効)

保険金請求権は、第10条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第14条 (普通保険約款基本条項の読み替え)

- この特約については、普通保険約款基本条項を次のとおり読み替えるものとします。 第10条(重大事由による保険契約の解除)(2)の規定中「自損事故条項」とあるのを「搭乗者 傷害特約」
- ② 第10条(5)の規定中「自損事故条項」とあるのを「搭乗者傷害特約」

第15条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険 約款基本条項の規定を準用します。

<別表> 後遺障害等級表 1.介護を要する後遺障害

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	100 %
第2級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要する もの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	89 %

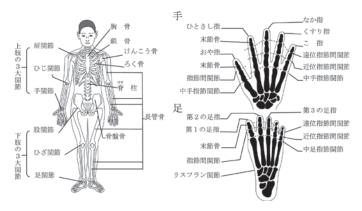
2.1.以外の後遺障害

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	① 両眼が失明したもの ② 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ③ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ④ 両上肢の田を全廃したもの ⑤ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑤ 両下肢の用を全廃したもの	100 %
第2級	1 眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が 0.02 以下になったもの 両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの 両上肢を手関節以上で失ったもの 両下肢を足関節以上で失ったもの	89 %
第3級	① 1眼が失明し、他眼の第正視力が0.06以下になったもの② 唱しゃくまたは言語の機能を廃したもの③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの。 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの。 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78 %
第4級	① ・ 両眼の	69 %
第5級	① 1眼が失明し、他眼の第二限力が 0.1以下になったもの 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務 に服することができないもの ④ 1上肢を手関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢を足関節以上で失ったもの ⑥ 1上肢の用を全廃したもの ⑦ 1下肢の用を全廃したもの ⑥ 面足の足指の全部を失ったもの (足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59 %
第6級	① 両眼の第正視力が 0.1 以下になったもの ② 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤ 背柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥ 1上肢の 3大関節中の 2関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の 3大関節中の 2関節の用を廃したもの ⑧ 1手の5の手指またはおや指を含み 4 の手指を失ったもの	50 %

第7級	① 1 眼が失明し、他眼の第正視力が 0.6 以下になったもの ② 両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③ 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ● 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥ 1 手のおや指を含み 3 の手指を失ったものまたはおや指以外の 4 の手指を失ったもの 1 手をいるの 1 手を 1 を 2 の 1 とい 運動障害を残すもの 1 下肢に偽関節を残し、 著しい運動障害を残すもの 1 下肢に偽関節を残し、 著しい運動障害を残すもの 1 下肢に偽関節を残し、 著しい運動障害を残すもの 1 下肢に偽関節を残し、その他の足指は遠位指節間関節(第1 の足指な主なの用を廃したもの(足指の用を廃したものとは、第1 の足指な主なの用を原したもの(足指は遠位指節間関節(第1 の足指によっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。 9 外貌に著しい聴伏を残すもの 画側の ■ 1 した 1 の足間を発し、または、指節間関節 に著しい運動障害を残すものをいいます。 1 の 1 の 1 を 1 にあっては、指節間関節 1 に 1 の 1 に 1 の 1 に 1 の 1 に 1 の 1 に 1 の 1 に 1 の 1 の	42 %
第8級	1 眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの	34 %
第9級	① 両眼の構正視力が 0.6 以下になったもの ② 1 眼の構正視力が 0.6 以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野疾者または視野変状を残すもの ● 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 扇を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの ⑥ 咀しゅくおよび言語の機能に障害を残すもの ⑥ 町しゅくおよび言語の機能に障害を残すもの ⑥ 1 可の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ② 1 可の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することがの、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤ 1 可聴力を全く失ったもの ⑨ 中経系統の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑤ 神経系統の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑤ 神経系がの機能に障害を残し、服することができる労務が相当なお程度に制限されるもの ⑤ 1 手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの ⑤ 1 手のおや指を入り、20手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したものを発したもの第11足の足指を失ったもの ⑤ 1 足の足指の全部の用を廃したもの ⑤ 外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑥ 外貌に相当程度の醜状を残すもの ◎ 外貌に相当程度の醜状を残すもの ◎ 外貌に相当程度の醜状を残すもの ◎ 外貌に相当程度の醜状を残すもの	26 %
第 10 級	① 1眼の端正視力が 0.1以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの ④ 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが 困難である程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ① 1手のおや指またはおや指以外の 2 の手指の用を廃したもの ⑥ 1 に放を3 センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1 足の第1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの ⑥ 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの ⑥ 1 下欧の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの	20 %
第 11 級	① 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの 同眼のまぶたに著しい実力を残すもの 3 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 10 歯以上に対し歯科補緩を加えたもの 5 両耳の味力が14~トル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 5 1 耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 2 とができない程度になったもの 7 脊柱に変形を残すもの 8 1 手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの 9 1 足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 1 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15 %

第 12 級	① 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④ 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤ 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥ 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの ⑤ 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの ⑤ 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの ⑤ 1 手の 1 指を失ったもの ⑥ 1 手の ご指を失ったもの ⑥ 1 手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの ⑥ 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったものまたは第 3 の足指は下の 3 の足指を失ったもの。 局部に頑固な神経症状を残すもの ⑥ 局部に頑固な神経症状を残すもの ⑥ 外貌に醜状を残すもの	10 %
第 13 級	1 日 収の第正視力が 0.6 以下になったもの ② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの 画眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ⑤ 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ 1 手のご指の用を廃したもの ⑦ 1 手のおや指の指令の一部を失ったもの ⑥ 1 下肢を 1 センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1 足の第3の足指以下の 1 または 2 の足指を失ったもの ⑩ 1 足の第3の足指以下の 1 または 2 の足指を失ったもの ⑪ 1 足の第3の足指以下の 1 または 2 の足指を失ったもの ⑪ 1 足の第3の足指以下の 3 の足指い下の 3 の足指い下の 3 の足指の用を廃したもの。第2 の足指の用を廃したもの 1 限膨膨 1 のまたは第3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの	7 %
第 14 級	① 1眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ② 3歯以上に対し歯科補緩を加えたもの ③ 1耳の味力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑥ 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦ 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑥ 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの ⑥ 局部に神経症状を残すもの	4 %

注 関節などの説明図



2. 追加保険料口座振替特約

第1条 (用語の定義) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回追加保険料	第3条(追加保険料の払込み)(3) ①の規定により追加保険料の全額を 一括して払い込む場合は追加保険料の全額をいい、同条(3) ②の規定によ り追加保険料を分割して払い込む場合は第1回分割追加保険料をいいます。
初回追加保険料 払込期日	変更手続き完了のお知らせの初回追加保険料払込期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に次のいずれかの特約が付帯されており、かつ、保険契約者または被保

険者が普通保険約款基本条項第4条(告知義務)(3)③の訂正の申出または同条項第5条(通知義 映者が普通味検約が基本条項第4条(古刈穀粉)(3) ③の訂正の中古または回業項第5条(通知教務)(1) もしくは同条項第12条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(4) に定める通知(以下「訂正の申出・契約内容変更の通知)といいます。を、書面または当会社の定める通信方法により当会社に行う場合に適用します。ただし、当会社が、同条項第12条(4)に定 める通知を承認しない場合は、この特約は適用しません。

初回保険料口座振替特約

保険料分割払特約(注)

(注) 保険料払込方式が口座振替である場合に限ります。 第3条(追加保険料の払込み)

(1) 普通保険約款基本条項第 12 条 (保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合) 1)、同条(2)または同条(4)に定めるところに従い、当会社が追加保険料(以下「追加保 といいます。)を請求したときは、保険契約者の追加保険料の払込みは、当会社が口座振替 の方法により、払込期日に指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。 (2) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による追加保険料の払込み がその休業日の翌営業日に行なわれた場合には、当会社は払込期日に払込みがあったものとみなし

ます。

(3)(1)の追加保険料の払込みは、次のいずれかの方法により払い込むこととします

払込期日に、追加保険料の全額を一時に指定口座から当会社の口座に振り替える方法 追加保険料を、この保険契約に係る変更手続き完了のお知らせ記載の回数および金額に分割し

毎月の払込期日に指定口座から当会社の口座に振り替える方法。ただし、この保険契約に保険料分 割払特約が適用されている場合に限ります。

次の①および②に定める日時(以下「訂正・変更日」といいます。)以後に発生した事故による 損害または傷害に対しては、当会社は訂正の申出・契約内容変更の通知後の保険契約の条件に従い 保険金を支払います。) 前条の訂正の申出・契約内容変更の通知が普通保険約款基本条項第4条(告知義務)(3)③の

規定による訂正の申出である場合には、前条の訂正の申出・契約内容変更の通知を当会社が受領し 承認した日(注1)

前条の訂正の申出・契約内容変更の通知が普通保険約款基本条項第5条(通知義務)(1) また は同条項第12条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(4)に定める通知で ある場合には、変更手続き完了のお知らせに記載された変更目(注2)

の30%の日には、文文子が67次月~00分回フェミロの第二次で2000年に、文文子が67次日(注1)訂正の申出・契約内容変更の通知を当会社が受領した日と承認した日が同じ日である場合は、当会社が承認した時とします。

(注2) 同条項第12条 (保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(4) において は、訂正の申出・契約内容変更の通知を当会社が受領し承認した時以後で保険契約の条件を変 更すべき期間の初日をいいます。ただし、訂正の申出・契約内容変更の通知を当会社が承認し た日と保険契約の条件を変更すべき期間の初日が同じ日である場合は、当会社が承認した時と します

(5) この保険契約に、保険料分割払特約が適用されている場合には同特約第5条(追加保険料の払込 み) の規定を適用しません。

(6) 保険契約者は、払込期日の前日までに、追加保険料相当額を指定口座に預けておかなければなり ません。

(7) 保険契約者は、普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務 7 体験学が目は、自通体験があるサイダの上に、 (体験性) などはない 自知教の 一週 知教の 等の場合) (4) の通知を行った場合には、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、 当会社が認める場合を除いてこれを撤回することはできません。

第4条(初回追加保険料不払の場合)

(1) 前条(1) に定めるところに従い、当会社が請求した初回追加保険料について、初回追加保険料 払込期日に初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を初回追加保 険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。 (2) 当会社は、保険契約者が初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回追加保険料の払

込みを怠った場合は、前条(4)の規定にかかわらず、次の①または②のとおりとします

- 払込みを怠った初回追加保険料が、普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1)または同条(2)に定めるところに従い請求したものである 場合は、初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては保険金を支払いませ

払込みを怠った初回追加保険料が、普通保険約款基本条項第12条(4)に定めるところに従い 請求したものである場合は、初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、 保険契約条件の変更の承認請求がなかったものとして、普通保険約款(注)に従い保険金を支払い

(注) 普通保険約款について適用される他の特約を含みます。

(2) の規定にかかわらず、保険契約者が初回追加保険料の払込みを怠ったことについて故意ま たは重大な過失がなかったと当会社が認める場合には、当会社は、「初回追加保険料払込期日の属 する月の翌月末」を「初回追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えて(1)、(2)、 (4)、(6)および(7)の規定を適用します。

被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者が、訂正・変更日から初回追加保険料払込期 日の属する月の翌月末までに生じた事故による損害または傷害に対して、訂正の申出・契約内容変 更の通知後の保険契約の条件に従い保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、保険契約者

は、その支払を受ける前に、初回追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。 (5)(4)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、初回追加保険料払込期日以前であり、 者が、初回追加保険料を初回追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で 当会社が承認したときは、当会社は、初回追加保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して

保険金を支払います。 (6)(5)の確約に反して保険契約者が初回追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みを怠り かつ、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までその払込みを怠った場合は、当会社は、次の①または②に定める保険金の額の返還を請求することができます。

初回追加保険料が、(2) ①の初回追加保険料である場合は、既に支払った保険金の全額 初回追加保険料が、(2) ②の初回追加保険料である場合は、既に支払った保険金の額から

(2) ②の保険全の額を差し引いた額))当会社は、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回追加保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。

(8) 当会社は、(7) の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。

この場合の解除は、その訂正・変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。 (9) 当会社は、保険契約者が初回追加保険料払込期日までに初回追加保険料の払込みを怠り、 払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合にお いては、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日を初回追加保険料払込期日とみなして (1)から(8)までの規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第5条 (第2回目以降の追加保険料不払の場合)

保険契約者が、第3条(追加保険料の払込み)(3)②の規定により追加保険料を分割して払い込 む場合は、次のとおりとします。 ① 当会社は、保険契約者が第2回目以降の追加保険料について、払い込むべき払込期日の属する月

の翌月末までにその追加保険料の払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以降に生じた事故に よる損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ①の規定にかかわらず、保険契約者が第2回目以降の追加保険料の払込みを怠ったことについて) ①の規定にかかわら9、保険契約者が第2回目以降の追加保険料が払込みを思うだことについて 故意または重大な過失がなかったと当会社が認める場合には、当会社は、払込期日の属する月の 翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えて①および③アの規定を適用します。) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
- 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき追加保険料の払込みが
- 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき追加保険料の払込みがなく、かつ、その翌
- 月の払込期日(以下この条において「次回払込期日」といいます。)までに、次回払込期日に払 い込まれるべき追加保険料の払込みがない場合
- ③の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それ ぞれ将来に向かってのみ生じます。

ア. ③アによる解除の場合は、その追加保険料を払い込むべき払込期日 イ. ③イによる解除の場合は、次回払込期日

③の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引い その残額を返還します。

第6条 (事故発生時の義務)

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生した場合で、第3条(追加保険料の払込み)(4) の 訂正・変更日および事故発生の日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠とな るものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、また当会社が行なう調査に協力しなければなり
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合には、当会社は、そ れによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条 (準用規定)

の特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険 約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

3. 初回保険料口座振替特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた総保険料を い、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき保険料を いいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
保除期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

- 第2条(この特別の適用条件)(
 (1) この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座 振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。
 (2) この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
 (1) 指定口座が、提携金融機関に、保険契約締結のときに設定されていること。
 (2) この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料項金口座振替依頼書等の提出

- が、保険期間の初日のこの保険契約の効力発生時までになされていること。
- 第3条(初回保険料の払込み) (1) 初回保険料の払込みは、次の(4)に規定する初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
-)初回保険料払込期日が提携る融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険 料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込み があったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておか なければなりません。
- (4) 初回保険料払込期日は、保険期間の初日の属する月の振替日(注)とします。

(注)振替日は損害保険料預金口座振替依頼書に記載された期日とします。

- (大子) 旅自口は横台体験付廃立口住城自成報音配成された別口とじより (5)(4)の規定にかかわらず、当会社は、保険契約者が別回保険料込が期日までに初回保険料の払 込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替前求が行われなかった ことによる場合においては、当会社が口座振替請求を行った最も早い振替日(注)を初回保険料込 込期日とみなしてこの特約を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約 者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。
 - その振替日が初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日以降となるときには、初回保険 料払込期日の属する月の翌々月の振替日とします。
- この保険契約に、保険料分割払特約が適用されている場合で、保険期間の初日の属する月の翌月 以降に初回保険料を口座振替するときは、当会社は、保険料分割払特約の第2回目以降に払い込む べき保険料と初回保険料を同時に指定口座から当会社の口座に振り替えます。

第4条 (初回保険料払込み前の事故)

-)初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保 険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んた 場合には、初回保険料払込み前の事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款基本条項第 2条 (保険責任の始期および終期) (3) の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定め る初回保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。 (3)保険契約者が(1)に規定する初回保険料の払込みを怠ったことについて故意または重大な過失
- がなかったと当会社が認める場合には、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」を 「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えて(1)、(2)、(6)および次条(1) の規定を適用します。
- (4)(2)の規定により、被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者が、初回保険料払込み 前の事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支
- 別が事時において、保険契約者は初回保険料を当会社に払い送まなければなりません。 (5) (4) の規定にかかわらず、事故の発生の日が、初回保険料払払期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を初回保険料払助用日よびに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承 認したときは、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払い
- ます。 (6)(5)の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日に初回保険料の払込みを怠り、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保証を建せるステとができます。
- 第5条 (解除-初回保険料不払の場合)
- (1) 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがない場合に は、この保険契約を解除することができます。

- (2)(1)の規定は、この保険契約に付帯された保険料分割払特約の保険契約の解除に関する規定に 優先して適用されます。
- (3) 当会社は、(1) の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。 この場合の解除は保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- 第6条(準用規定)
 - この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険 約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

4.コンビニ払特約

第1条 (用語の定義)

次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります

この行動にあいて、人の用品の意味は、でもにもし人の定義によりより。		
用語	定義	
一時払保険料	保険契約締結の際に、保険契約者が、当会社に払い込むべき保険料をいい ます。	
一時払保険料払 込期日	保険期間の初日の属する月の翌月末日をいいます。	
契約条件の変更日	普通保険約款基本条項第5条 (通知義務) (1) または同条項第12条 (保 終料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合) (4) の通知におい て保険契約者が指定する日で、契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。	
契約条件変更の 申出日	普通保険約款基本条項第4条(告知義務)(3)③の訂正の申出または第 5条(通知義務)(1)の通知を行った日をいいます。	
収納窓口	コンビニエンスストア等の当会社が別に定める収納窓口をいいます。	
追加保険料	契約条件を変更した際に当会社が保険契約者に請求する保険料をいいます。	
追加保険料払込 期日	契約条件変更の申出日または契約条件の変更日のどちらか遅い日の属する 月の翌月末日をいいます。	
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。	

第2条 (この特約の適用条件)

- この特約は、次の①から③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- 保険証券記載の保険料の払込方法が一時払であること
-) 保険契約締結の際または契約条件を変更する際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保 険料を収削窓口で払い込むことについて合意があること。) この保険契約の締結が、保険期間の初日のこの保険契約の効力発生時までになされていること。
- 第3条 (この特約の適用対象保険料)
 - この特約は、次の①および②に規定する保険料を払い込む場合に適用します。
 - 一時払保険料
- 追加保険料。なお、当会社が承認した場合には、保険契約者は、追加保険料を当会社に直接払い 込むことができます。
- 第4条 (一時払保険料の払込み)
- 前条①に規定する一時払保険料の払込みについてこの特約を適用する場合、保険契約者は、一時払 保険料払込期日までに、一時払保険料の全額を一時に収納窓口に払い込まなければなりません。
- 第5条 (一時払保険料払込み前の事故)
- 一時払保険料払込期日までに一時払保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、一時払保険 料を一時払保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければな りません。
- (2) 当会社は、保険契約者が一時払保険料払込期日の属する月の翌月末までに一時払保険料を払い込 んだ場合には、保険契約締結時に一時払保険料を領収したものとみなして、普通保険約款およびこ の保険契約に付帯される特約の規定を適用します。
- (3)(2)の規定により、被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者が、一時払保険料払込み前の事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償頭の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は一時払保険料を当会社に払い込まなければなりません。
 (4)(3)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、一時払保険料込期日以前であり、保険契約者が、一時払保険料を当会社に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社においる。
- が承認したときは、当会社は、一時払保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を 支払います。
- (5)(4)の確約に反して保険契約者が一時払保険料払込期日に一時払保険料の払込みを怠り、か つ、一時払保険料払込期日の属する月の翌月末までその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支 払った保険金について、その返還を請求することができます。 第6条 (解除-一時払保険料不払の場合) (1) 当会社は、一時払保険料払込期日の属する月の翌月末までに、一時払保険料の払込みがない場合
- には、この保険契約を解除することができます
- (2) 当会社は、(1) の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。 この場合の解除は保険期間の初日からその効力を生じます。
- 第7条(追加保険料の払込み)
- (この特約の適用対象保険料) ②に規定する追加保険料の払込みについてこの特約を適用す る場合、保険契約者は、追加保険料払込期日までに、その全額を一時に収納窓口に払い込まなければ なりません。
- 第8条 (追加保険料払込み前の事故)
- (1) 追加保険料払込期日までに追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を追 加保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりませ (2) 当会社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに追加保険料を払い込んだ
- 場合には、契約条件の変更日に追加保険料を領収したものとみなして、普通保険約款およびこの保 険契約に付帯される特約の規定を適用します。 (3)(2)の規定により、被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者が、追加保険料払込み
- 前の事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支
- 払を受ける前に、保険契約者は追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。 (4)(3)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、追加保険料込期日以前であり、保険契約者が、追加保険料を追加保険料込期日までに払い込む官の確約を行った場合で、かつ、当会社が承 認したときは、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払い ます。
- (5)(4)の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日に追加保険料の払込みを怠り、かつ、追 加保険料払込期日の属する月の翌月末までその払込みを怠った場合は、当会社は、次の①または② に定める保険金の額の返還を請求することができます。
- 追加保険料が、普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務 等の場合)(1)、同条(2)に定めるところに従い請求したものである場合は、既に支払った保険 全の全類

- 追加保険料が、普通保険約款基本条項第12条(4)に定めるところに従い請求したものである 場合は、既に支払った保険金の額から、保険契約条件の変更がなかったとものとして普通保険約款 (注) に従い支払う保険金の額を差し引いた額
- 普通保険約款について適用される他の特約を含みます。

第9条(準用規定)

の特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険 約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

5. クレジットカード払特約

第1条 (用語の定義)

へい問うと我, この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
この保険契約の 保険料	保険契約締結の際に支払うべき保険料または保険契約締結後に支払う保険 料をいいます。

第2条(クレジットカードによる保険料支払の承認)

第3条 (保険料領収前に生じた事故の取扱い)

- (1) 保険契約者から、この保険契約の保険料をクレジットカードを使用して支払う旨の申出があった場合は、当会社は、クレジットカード発行会社へそのカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時(注)以 後、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた 事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (注) 保険証券記載の保険期間の開始前に承認した時は保険期間の開始した時とします。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は(1)の規定は適用しません。
- 当会社がクレジットカード発行会社からこの保険契約の保険料相当額を領収できない場合。ただ し、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対し てこの保険契約の保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

会員規約等に定める手続きが行われない場合 第4条 (保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

- 前条(2)①のこの保険契約の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に 保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行 会社に対してこの保険契約の保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保 険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1) の規定によ り当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(1)の規 定を適用します。
- (3) 保険契約者が(2) の保険料の支払を怠った場合は、当会社は保険契約者に対する書面による通 知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)(3)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条 (保険料の返還の特則)

普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1) 同条(2)、同条(4)、同条項第13条(保険料の返還-無効または失効の場合)(2)および同条項第15条(保険料の返還-解除の場合)までの規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約の規 定により当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、クレジットカード発行会社からの保険料相当 額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を 直接当会社に払い込んだ場合。および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用レクレ ジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料相当額の金額を既に支払っている場合を除きま d

第6条(準用規定)

*(キカルン) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険 約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

6. 追加保険料払込猶予特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約条件の変更日	普通保険約款基本条項第5条(通知義務)(1)または同条項第12条(保 降料の返遺または請求一告知義務・通知義務等の場合)(4)の通知におい て保険契約者が指定する日で、契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。
契約条件変更の 申出目	普通保険約款基本条項第4条(告知義務)(3)③の訂正の申出または第 5条(通知義務)(1)の通知を行った日をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

・ 不、L、Wignay W週川来下) この特約は、保険契約者または被保険者が普通保険約款基本条項第4条(告知義務)(3) ③の訂 正の申出または同条項第5条(通知義務)(1) もしくは同条項第12条(保険料の返還または請求ー 告知義務・通知義務等の場合)(4)に定める過知を、書面またはファクシミリ等の通信手段により、 場合地に変によりない。 当会社に直接行う場合で、この特約を適用する旨保険証券に記載されているときにのみ適用されます。 ただし、他の特約によって、訂正の申出または通知時の追加保険料の払込みを猶予されている場合は、 この特約を適用しません。

第3条(追加保険料の払込猶予-その1)

- (1) 当会社が普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求ー告知義務・通知義務等の場合)(1) および(2) の規定に定める追加保険料または追加保険料分割払特約第4条(分割追加保険料の払込方法)(1)に規定する第1回分割追加保険料(以下この条において「追加保険料の払込方法)(1)に規定する第1回分割と加保険料の扱いを必要において「追加保険料」 体候析の加速が近に上げた機能する場合は、保険契約者は、契約条件変更の申出日または契約条件の変更日のどちらか遅い日からその日を含めて30日以内に、当会社変更請求する追加保険料を払い込ま なければなりません。
- (2) 当会社は、(1) に定める期間内に追加保険料が払い込まれなかった場合には、追加保険料領収 前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- 第4条(追加保険料の払込猶予ーその2)
- (1)当会社が普通保険約款基本条項第 12 条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場 (4) の規定に定める追加保険料または追加保険料分割払特約第4条(分割追加保険料の払込 方法)(2)に規定する第1回分割追加保険料(以下この条において「追加保険料」といいます。)

- の請求を行った場合は、保険契約者は、契約条件の変更日からその日を含めて30日以内に、当会 社の請求する追加保険料を払い込まなければなりません。
- 当会社は、(1)に定める期間内に追加保険料が払い込まれなかった場合には、追加保険料領収 前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこれに付帯される特約に従い、保険金を支払います。

7. 団体扱特約(一般A)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
集金契約	「保険料集金に関する契約書(一般A-1)」または「保険料集金に関する契約書(一般A-2)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織をいい ます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた 1 か年分の保険料をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の 総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

- この特約は、次の①から③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ・輸場方向配台ラビーラ会社と20倍が、所収行来並に関する(実)的 自然 放れ一て7 による保険件 集金契約。ただし、職域労働組合等が上記アのただし書に至める団体によって控除された保険料 を受領することができる場合に限ります。 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
- ア. 集金者が団体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを 当会社の指定する場所に支払うこと。
- イー、集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条 (保険料の払込方法)

- 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を一括してまたは保険証券記載の回数およ
- 「金融になった。 で金額に分割して払い込むことを承認します。 (2) 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い 込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。 (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接 当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなり
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めると ころにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条 (保険料領収前の事故)

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)の一括払保険料または同 条(3)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払い ません。ただし、--括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を 経て払い込まれる場合を除きます。 第5条 (追加保険料の払込み)

- (1) 普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1) または(2)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1) の追加保険料の払込みを怠った場合(注) は、保険契約者に対す る書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込 みがなかった場合に限ります
- (3)(1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、 その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 (注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (4) 普通保険約款基本条項第12条 (保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(4) に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることな
- 、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じ た事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、 普通保険約款(注)に従い、保険金を支払います。
- (注) 普通保険約款について適用される他の特約を含みます。

第6条 (保険料領収証の発行)

領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条(特約の失効または解除)

- この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより集金者による保 険料の集金が不能となった最初の給与支払日(以下「集金不能日」といいます。) から将来に向かっ てのみその効力を失います。
 - 集金契約が解除された場合
 - 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合
 - ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金
- が行われなくなった場合 (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約(注1)の対象となる保険契約者の人数(注2)が10 名未満である場合には、この特約を解除することができます。

- (注1) 当社との間の団体扱特約に係る他の集金契約を含みます。
- (注2) 同一の保険契約者が複数の団体扱特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- (1) ①の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、 (3) 当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第8条 (特約失効または解除後の未払込保険料等の払込み)

- (1)保険契約者は、前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内 に、同条 (2) の規定によりこの特約が解除された場合は解除目から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。 当会社は、(1) に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不
- 能日または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害 に対しては、保険金を支払いません。
-)当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)(3)の解除は集金不能日または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険 料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引 いて、その残額を返還します。

8. 団体扱特約(一般B)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
集金契約	「保険料集金に関する契約書(一般B)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
勤務先事業所	保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分の保険料をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の 総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

- この特約は、次の①から③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- 保険契約者が企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
- 次のいずれかの者と当会社との間に集金契約が締結されていること。 ア. 団体
- 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織
-)保険契約者が、集金者に次のごとを委託し、集金者がそれを承諾していること。 ア. 勤務先事業所において、給与支払日に保険契約者またはその代理人から直接保険料を集金する こと。 こと。 . 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条 (保険料の払込方法)

- (1)当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を一括してまたは保険証券記載の回数およ
- (1) 当会社は、この特別により、床映矢約自分十時体除行を、担してものにはないます。 び金額に分割して払い込むとを承認します。 (2) 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い 込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。 (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接 当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなり
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めると ころにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条 (保険料領収前の事故)

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)の一括払保険料または同 ∈ (3) の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払い ません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を 経て払い込まれる場合を除きます。

第5条 (追加保険料の払込み)

- 普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1) または(2)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者 を経ることなく、 その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1) の追加保険料の払込みを怠った場合(注) は、保険契約者に対す る書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込 みがなかった場合に限ります。
- (3)(1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除 できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、 その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 (注)、既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (4) 普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(4) に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることな
- く、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。 (5)保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じ た事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、
- 普通保険約款(注)に従い、保険金を支払います。 (注) 普通保険約款について適用される他の特約を含みます。

第6条 (保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を終て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料 領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条 (特約の失効または解除)

-) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより集金者による保 険料の集金が不能となった最初の給与支払日(以下「集金不能日」といいます。)から将来に向かっ てのみその効力を失います。
- 集金契約が解除された場合
- 保険契約者が団体から勤務先事業所において毎月給与の支払を受けなくなった場合
- 保険契約者またはその代理人が保険料を勤務先事業所において、給与支払日に直接集金者に支払

わなかった場合

- ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金
- が行われなくなった場合 (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約(注1)の対象となる保険契約者の人数(注2)が10 名未満である場合には、この特約を解除することができます。 (注1) 当社との間の団体扱特約に係る他の集金契約を含みます。
- (注2) 同一の保険契約者が複数の団体扱特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3) (1) ①の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、 当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第8条 (特約失効または解除後の未払込保険料等の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条(1) の規定により特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内 に、同条(2) の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から1か月以内に、未払込保険料 の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不 能日または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害 に対しては、保険金を支払いません。
- (3)当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)(3)の解除は集金不能日または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます
- (5)(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引 いて、その残額を返還します。

9. 団体扱特約(一般C)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
口座振替日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する預金口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書(一般C)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
退職者	退職により団体の構成員でなくなった者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた 1 か年分の保険料をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の 総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

- この特約は、次の①から③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。 保険契約者が企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
- 団体に勤務している者によって構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている団 体、労働組合または共済組織と当会社との間に集金契約が締結されていること。 体、労働組合または共済組織と当会社との間に集金契約が締結されていること。 保・原契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。 「指定口座から、預金口座振贄により、口座振贄日に貨険料を集金すること。
- 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条 (保険料の払込方法)

- 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を一括してまたは保険証券記載の回数およ び金額に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い 込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接 当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなり ません。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めると ころにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条 (保険料領収前の事故)

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)の一括払保険料または同条(3)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払い ません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が、集金契約に定めるところにより、集金者 を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条 (追加保険料の払込み)

- 普通保険約款基本条項第 12 条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1) または(2)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社が、保険契約者が(1) の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって。の保険契約を解除することができます。 (注)当会社が、保険契約者による通知をもって。この保険契約を解除することができます。 (注)当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込
- みがなかった場合に限ります。
- (3)(1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除 できるときは、当会社は、保険金を支払いません (注)。ただし、危険増加が生じた場合における、 その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。
- (注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。 (4) 普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(4) に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることな
- く、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。 (5) 保険契約者が(4) の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じ た事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、
- 音通保険約款(注)に従い、保険金を支払います。 注)普通保険約款について適用される他の特約を含みます。

第6条 (保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料 領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条(特約の失効または解除)

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合、①の事実のときは、その事実が発生 したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、または②から④まで の事実のときは、その事実が発生した日(以下「集金不能日等」といいます。)から87年末に向かっての事実のときは、その事実が発生した日(以下「集金不能日等」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合には、この特約条頃失効しませ ho
- 集金契約が解除された場合 1
- 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して 1 か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかった場合
- 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
- 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の 通知を受けた場合
- 当会社は、 この保険契約に係る集金契約(注1)の対象となる保険契約者の人数(注2)が10 名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- 当社との間の団体扱特約に係る他の集金契約を含みます
- (注2) 同一の保険契約者が複数の団体扱特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- (1) ①の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、 当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第8条 (特約失効または解除後の未払込保険料等の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条(1) または第9条(退職者に対する特則)(2) の規定により特約が効力 を失った場合は集金不能日等から1か月以内に、前条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い 込まなければなりません。
- (2) 当会社は、(1) に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不 能日等または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷 害に対しては、保険金を支払いません。

- 音に対しては、保険金を支払いません。 (3) 当会社は、(1) に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。 (4) (3) の解除は、集金不能日または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。 (5) (3) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引 いて、その残額を返還します。

第9条(退職者に対する特則)

- (1) 第2条 (この特約の適用条件) の規定にかかわらず、団体が退職者に対する福利厚生制度の一環 として、退職者について団体扱による保険契約の締結を認める場合において、団体の退職者である 保険契約者がその制度を利用して保険契約を締結するときは、その保険契約者がその構成員となっていた団体、労働組合または共済組織と当会社との間に保険料集金契約が締結されており、保険契 約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾しているときに限り、この特約を適用す ることができます。
- ① 指定口座から預金口座振替により、口座振替日に保険料を集金すること。
- ①により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。
- ♥ ∪により集立して活味を料や当宝社の指定する。場所に支払うこと。 (2)第7条(特約の失効または解除)の規定にかかわらず、保険契約者が団体の退職者である場合で、次のいずれかに該当する事実が発生したときは、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、または②もしくは③の事実とさは、その事実が発生した日(以下「集金不能日等」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合には、この特約条項は失効しません。
- 集金契約が解除された場合
- 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して
- は、 おか月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかった場合 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の 通知を受けた場合
- (3)(2)①または③の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対し てその旨を通知します。

10. 団体扱特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署、会社などの団体をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分の保険料をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

- この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- 団体と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の本社または当会 社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。
- 第3条 (保険料の払込方法) 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を一括してまたは保険証券記載の回数およ
- (3)保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接 当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりま
- せん。 (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めると ころにより、団体を経て払い込まなければなりません。

第4条 (保険料領収前の事故)

ません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条 (追加保険料の払込み)

- (1) 普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1) または(2)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求りた場合は、保険契約者は団体を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- または、(2) にためるところにない。コロスロルラルドは体では、かいまたのでは、体が大きなでは、その全額を一時に当会社に私い込まなければなりません。
 (2) 当会社は、保険契約者が(1) の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込
 - みがなかった場合に限ります。
-)(1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除 できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、 その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 (注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (4) 普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(4) に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることな
- く、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。 (5) 保険契約者が(4) の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じ た事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、 普通保険約款(注)に従い、保険金を支払います。

(注) 普通保険約款について適用される他の特約を含みます。 第6条(保険料領収証の発行)

当会社は、団体を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領 収証を団体に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条(特約の失効または解除)

- 入 (小間が) (水の) ずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより団体による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日(以下「集金不能日」といいます。) から将来に向かっ てのみその効力を失います。
- 集金契約が解除された場合

- 集並契約の解除でされた場合
 ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合、またはその他この保険契約について団体による保険料の集金が行われなくなった場合
 ③ 保険契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合
 (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約(注1)の対象となる保険契約者の人数(注2)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
 (注1) (以及りとの即の同様は無はかしたのかかったないかった。 (注1) 当社との間の団体扱特約に係る他の集金契約を含みます。
- (注2) 同一の保険契約者が複数の団体扱特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- 12 / 1 回りの保険を受ける数が日本版材を引きた場合により当会社がこの特約を解除した場合は、 当会社は遅滞なく書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。 (3)

第8条 (特約失効後または解除後の未払込保険料等の払込み)

- (1) 保険受納者は、前条(1) の規定により特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内 (こ) 保険受納者は、前条(1) の規定により特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内 (こ、同条(2) の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から1か月以内に、未払込保険料 の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、(1) に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不 能日または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害
- に対しては、保険金支払いません。 (3) 当会社は、(1) に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に 対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3) の解除は、集金不能日または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5)(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引 いて、その残額を返還します。

11. 団体扱特約(口座振替方式)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
口座振替日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する預金口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書(口座振替方式)」による保険料集金契約を いいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
退職者	退職により団体の構成員でなくなった者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた 1 か年分の保険料をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の 総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

- 3.2 条 (この特別の適用条件) この特別は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。 ① 保険契約者が団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること。 ② 団体に勤務している者によって構成されている労働担合、共済組織等で団体から保険料集金を委託されている者と当会社との間に集金契約が締結されていること。 ② 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。 ア. 指定口座から、類金口座振替により、口座振替日に保険料を集金すること。

- 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条 (保険料の払込方法)

- ・ ハ ハ (M T) ハ (M T) ハ (M T) リ 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- び立頭に刀削して払い込むとことで承返します。 (2) 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い 込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。 (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接 当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなり
- ません。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条 (保険料領収前の事故)

ません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が、集金契約に定めるところにより集金者を 経て払い込まれる場合を除きます。

第5条 (追加保険料の払込み)

- (1) 普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1) または(2)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- 当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対す る書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込 みがなかった場合に限ります。
- (3)(1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除 できるときは、当会社は、保険金を支払いません (注)。ただし、危険増加が生じた場合における、 その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 (注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (4) 普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(4) に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることな その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じ た事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、 普通保険約款(注)に従い、保険金を支払います。

普通保険約款について適用される他の特約を含みます。

第6条 (保険料領収証の発行) 会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料 領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条(特約の失効または解除)

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する場合、①の事実のときは、その事実が発生したことにより 集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、または②から過までの事実のときは、 その事実が発生した日(以下「集金不能日等」といいます。)から将来に向かってのみその効力を 失います。ただし、②については、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日か ら起算して1か月以内に当会社に支払った場合には、この特約条項は失効しません。
- 集金契約が解除された場合
- 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して
- 保険契約するたは柔証者の異数に滞めてき事団により、保険代わいに任敬音しい立口から起昇して が月以内に指定口座から集金者の発金口座へ振り替えられなかった場合 保険契約者が団体から毎月船与の支払を受けなくなった場合 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の 通知を受けた場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約(注1)の対象となる保険契約者の人数(注2)が10 - プログラン・アンドログラン・アンドル スポース (注 1) 当社との間の団体扱特約に係る他の集金契約を含みます。 (注 1) 当社との間の団体扱特約に係る他の集金契約を含みます
- (注2) 同一の保険契約者が複数の団体扱特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3)(1)①の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、 当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第8条 (特約失効後または解除後の未払公保険料等の払込み) (1) 保険契約者は、前条(1) または第9条(退職者に対する特則)(2) の規定により特約が効力 を失った場合は集全不能日等から1か月以内に、前条(2) の規定によりこの特約が解除された場 合は解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い 込まなければなりません。

当会社は、(1) に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不

- 能日等または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷
- 常に対しては、保険金を支払いません。 3)当会社は、(1) に定める期間内によ込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に 対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)(3)の解除は、集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。 (3) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険 料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引

その残額を返還します。 第9条 (退職者に対する特則)

第2条 (この特約の適用条件) の規定にかかわらず、団体が退職者について、団体扱による保険 契約の締結を認める場合は、団体の退職者である保険契約者がその構成員となっていた団体、労働 組合または共済組織と当会社との間に保険料集金契約が締結されており、保険契約者が、集金者に 次のことを委託し、集金者がそれを承諾しているときに限り、この特約を適用することができます。

指定口座から預金口座振替により、口座振替日に保険料を集金すること。 ①により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと

- (2) 第7条(特約の失効または解除)の規定にかかわらず、保険契約者が団体の退職者である場合 次のいずれかに該当する事実が発生したときは、①の事実のときは、その事実が発生したこと により集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、または②もしくは③の事実の ときは、その事実が発生した日(以下「集金不能日等」といいます。)から将来に向かってのみこの特約はその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合には、この特約条項は失効しま
- 集金契約が解除された場合
- 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して 1 か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかった場合
- 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行なわなくなった旨 の通知を受けた場合
- (3)(2)①または③の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対し てその旨を通知します。

12. 追加保険料特約(団体扱用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
覚書	「保険料集金に関する契約書(一般 A - 1)に係わる覚書」、「保険料集金に関する契約書(一般 A - 2)に保わる覚書、「保険料集金に関する契約書(一般 B)に係わる覚書」、「保険料集金に関する契約書(一般 C)に係わる覚書」、「保険料集金に関する契約書(一般 C)に係わる 意書」、「保険料集金に関する契約書(一座振替方式)に係わる覚書」をいいます。
集金契約	団体扱に関する特約第2条(この特約の適用条件)に規定する集金契約をいいます。

	集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
	集金不能日	団体扱に関する特約第7条(特約の失効または解除)に定める集金不能日 をいい、団体扱特約(一般と)または団体扱特約(口座振替方式)が適用さ れている場合は集金不能日等をいいます。
	団体扱に関する 特約	団体扱特約(一般 A)、団体扱特約(一般 B)、団体扱特約(一般 C)、団体扱特約または団体扱特約(口座振替方式)をいいます。
	未払込保険料	追加保険料および年額保険料の合計額から既に払い込まれた分割保険料、 追加保険料および年額保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たす場合に適用されます。 この保険契約に団体扱に関する特約が適用されていること。

集命者と当会社との間に覚書が締結されていること

第3条 (追加保険料の払込み)

- (1) 団体扱に関する特約第5条(追加保険料の払込み)(1) の規定にかかわらず、普通保険約款基
- 団体扱に関する特約第5条(追加保険料の払込み)(4)の規定にかかわらず、普通保険約款基 本条項第12条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(4)に従い、当会社が 追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金契約および覚書に定めるところにより、集金 者を経て追加保険料を当会社に払い込むことができます。
- (1) および(2) の規定により払い込む追加保険料は、当会社の別に定めるところに従い分割 することができます。
- 第4条 (集金者を経て追加保険料を払い込む場合の通知) 前条の規定を適用し追加保険料を集金者を経て払い込む場合で、保険契約者または被保険者が普通 保険約款基本条項第4条 (告知義務) (3) ②の訂正の申出、同条項第5条 (通知義務) (1)、同条 項第 12 条 (保険料の返還または請求 – 告知義務・通知義務等の場合)(1)、同条(2) および同条 (4) に定める通知を行うときは、書面またはファクシミリ等の通信手段により、直接当会社に通知 するものとします。ただし、訂正の申出時または通知時に追加保険料(注)を払い込む場合を除きま

(注) 前条(3) の規定により追加保険料を分割して払い込む場合の初回の分割追加保険料を含みま

す。 第5条(特約失効後の未払込保険料の払込み)

13 案 「特別失効度の水私込み味険料が私込みが 可体扱に関する特約第7条 (特約の失効または解除)の規定により、団体扱に関する特約が効力を 失った場合には、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約百様を不能日または団 体扱に関する特約第7条に定める解除日から1カ月以内に、未払込保険約百全額を基合者を経ること 一時に当会社に払い込まなければなりません。

第6条 (未払込保険料不払の場合の事故の取扱い)

の表で、不私が、映解されている場合の事態内に未払い、保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日または団体扱に関する特約第7条(特約の失効または解除)に定める解除日から未払込保険料の全額 を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条 (保険金の支払に関する特則)

当会社は、第5条(特約失効後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額が 払い込まれなかった場合には、集金不能日または団体扱に関する特約第7条(特約の失効または解除) に定める解除日の前日までに生じた事故による損害または傷害に対しては、承認の請求がなかったも のとして、普通保険約款(注)を適用します。ただし、既に追加保険料の払い込みがある場合を除き ます。 (注) 普通保険約款について適用される他の特約を含みます。

- (注) 盲理体操制派について適用される間の特別を含めます。 第8条(解除一特約失効にる赤私込保険料不払の場合) (1) 当会社は、第5条(特約失効後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額 が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。 (2) 当会社は、(1) の解除を行う場合には保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。こ
 - の場合の解除は、集金不能日または団体扱に関する特約第7条(特約の失効または解除)に定める 解除目から将来に向かってのみその効力を生じます。 (1) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険
- (3) 料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引 いて、その残額を返還します。

13. 集団扱特約

第1条 (用語の定義) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「集団扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集団	当社が別に定める基準に適合する集団をいい、保険証券記載の集団をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた 1 か年分の保険料をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の 総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

- この特約は、次の①から③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- 保険契約者が集団の構成員(注)であり、かつ、集団扱特約に係る保険契約を締結することが認 められている者であること
- ② 集団または集団から委託を受けた者と当会社との間に集金契約が締結されていること。 ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
- ア、集金手続を行い得る最初の集金日に保険料を集金すること。 イ、上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。
- (注) その集団自身およびその集団を構成する構成員の役職員を含みます。

第3条 (保険料の払込方法)

- 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を一括してまたは保険証券記載の回数およ
- (1) 当芸社は、この付款により、床硬契約省が干頭床険付を一治してまたは床険証分配戦が回数のよび金額に分割して払い込むことを承認します。 (2) 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い 込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接 当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなり ません...
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めると ころにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条 (保険料領収前の事故)

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)の一括払保険料または同 条(3)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払い ません。ただし、--括払保険料または第1回分割保険料が、集金契約に定めるところにより、集金者 を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条 (追加保険料の払込み)

- (1) 普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1) または(2)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- 当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対す る書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込
- みがなかった場合に限ります (3)(1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除 できるときは、当会社は、保険金を支払いません (注)。ただし、危険増加が生じた場合における、 その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 (注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (4) 普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(4) に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることな その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (5) 保険契約者が(4) の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じ た事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、 普通保険約款(注)に従い、保険金を支払います。

普通保険約款について適用される他の特約を含みます。

第6条 (保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料 領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条(特約の失効または解除)

- ** (で割りた対心た)は (ではない) (ではない) (では、その事実が発生) この特別は、次のいずれかに該当する事実が発生) したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または②もしくは③の事みその効力をその事実が発生した日(以下「集金不能日等」といいます。)から将来に向かってのみその効力を
- 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か
- 月以内に集金されなかった場合 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の (3) 通知を受けた場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約(注1)の対象となる保険契約者の人数(同一の保険契約者が複数の集団扱特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。)が10名未満である場 合には、この特別を解除することができます。 (注1) 当社との間の集団扱特約に係る他の集金契約を含みます。
- (注2) 同一の保険契約者が複数の集団扱特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。 (1) ①の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、 当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第8条 (特約失効後の未払込保険料等の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は集金不能日等から1か月以内に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から1か月以内に、未払込保険料 の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、(1) に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不 能日等または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷 害に対しては、保険金を支払いません。
-) 当会社は、(1) に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に 対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) の解除は、集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます
- (5)(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険 料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引 いて、その残額を返還します。

14. 追加保険料特約(集団扱用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「集団扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます
未払込保険料	追加保険料および年額保険料の合計額から既に払い込まれた分割保険料、 追加保険料および年額保険料の終額を差し引いた額をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

- この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合に適用されます。
- この保険契約に集団扱特約が適用されていること
- 集金者と当会社との間に「集団扱保険料集金に関する契約書に係わる覚書」が締結されているこ

第3条 (追加保険料の払込み)

- (1)集団扱特約第5条(追加保険料の払込み)(1)の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第 12条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1) および(2) に従い、当会社が追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金契約および「集団扱保険料集金に関する 契約書に係わる覚書」に定めるところにより、集金者を経て追加保険料を当会社に払い込むことが できます
- (2) 集団扱特約第5条(追加保険料の払込み)(4)の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第 12条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(4) に従い、当会社が追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金契約および「集団扱保険料集金に関する契約書に係わ る覚書」に定めるところにより、集金者を経て追加保険料を当会社に払い込むことができます
- (3) (1) および(2) の規定により払い込む追加保険料は、当会社の別に定めるところに従い分割

することができます。

第4条 (集金者を経て追加保険料を払い込む場合の通知)

前条の規定を適用し追加保険料を集金者を経て払い込む場合で、保険契約者または被保険者が普通保険約款基本条項第4条(告知義務)(3)③の訂正の申出、同条項第5条(通知義務)(1)、同条 項第12条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(1)、同条(2)および同条 (4)に定める通知を行うときは、書面またはファクシミリ等の通信手段により、直接当会社に通知 するものとします。ただし、訂正の申出時または通知時に追加保険料(注)を払い込む場合を除きま

(注) 前条(3) の規定により追加保険料を分割して払い込む場合の初回の分割追加保険料を含みま

す。 第5条 (特約失効後の未払込保険料の払込み)

集団扱特約第7条(特約の失効または解除)の規定により、集団扱特約が効力を失った場合には この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は集団扱特約第7条に定める集金不能日 等または解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払 い込まなければなりません

第6条 (未払込保険料不払の場合の事故の取扱い)

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集団扱特約 第7条(特約の失効または解除)に定める集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領収 するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条 (保険金の支払に関する特則)

当会社は、第5条(特約失効後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額が 払い込まれなかった場合には、集団扱特約に定める集金不能日等または解除日の前日までに生じた事故による損害または傷害に対しては、承認の請求がなかったものとして、普通保険約款(注)を適用 します。ただし、既に追加保険料の払い込みがある場合を除きます。 (注) 被保険自動車について適用される他の特約を含みます。 第8条(解除一特約失効による未払込保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、第5条(特約失効後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額 が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1) の解除を行う場合には保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。こ の場合の解除は、集団扱特約に定める集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力 を生じます。
- (3)(1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険 料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引 いて、その残額を返還します。

15. 追加返還保険料の集金者経由払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
変更日	第3条(この特約による契約締結後の通知方法および追加保険料の払込み) (1)に定める通知を当会社が受領し承認した時以後で契約内容を変更すべ き期間の初日をいいます。ただし、同条(1)の通知を当会社が受領した日と変更日が同じである場合は、当会社が契約内容変更を承認した日をいいます。
覚書	「保険料集金に関する契約書(一般A-1)に係わる覚書」、「保険料集金に関する契約書(一般A-2)に保わる覚書」、「保険料集金に関する契約書(一般B)に係わる覚書」、「保険料集金に関する契約書(一般E)に係わる覚書」、「保険料集金に関する契約書に係わる覚書」、「保険料集金に関する契約書(口座振替方式)に係わる覚書」または「集団扱保険料集金に関する契約書に保わる覚書」をいいます。
集金契約	団体扱特約等第2条(この特約の適用条件)に規定する集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	団体扱特約等第7条 (特約の失効または解除) に定める集金不能日をいい、 団体扱特約(一般で)、団体扱特約(口座振替方式)または集団扱特約が適 用されている場合は集金不能日等をいいます。
初回追加保険料	第3条(この特約による契約締結後の通知方法および追加保険料の払込み) (3) ①の規定により追加保険料を一括して払い込む場合は追加保険料全額 をいい、同条(3) ②の規定により追加保険料を分割して払い込む場合は第 1回追加保険料をいいます。
団体扱特約等	団体扱特約(一般A)、団体扱特約(一般B)、団体扱特約(一般C)、団体扱特約、団体扱特約(口座振替方式)または集団扱特約をいいます。
未払込保険料	第3条(この特約による契約締結後の通知方法および追加保険料の払込み) の追加保険料およびこの保険契約に定められた1か年分の保険料の合計額か ら既に払い込まれた分割保険料、追加保険料およびこの保険契約に定められ た1か年分の保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

- この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合に適用されます。
- この保険契約に団体扱特約等が適用されていること。 ② 集金者と当会社との間に覚書が締結されていること
- 第3条 (この特約による契約締結後の通知方法および追加保険料の払込み)
- この特約により、保険契約者または被保険者は、普通保険約款基本条項第4条(告知義務) (3)③の訂正の申出、同条項第5条(通知義務)(1)、同条項第12条(保険料の返還または請 (3) ②001 IEU 中口、回水場第3末、2世川鉄物が(1)、同水場第1にボール終日と起きたには明 来、吉知義務等・通知義務等の場合)(4)に定める当会社に通知すぐき事項が発生に場合、書面 または当会社の定める通信方法により、当会社に通知を行うことができます。この場合、保険契約 者は、普通保険約款基本条項第12条(4)の通知については、保険契約者または被保険者に正当 な理由があり、かつ、当会社が認める場合を除いてこれを撤回することができません。

(3) (1) に定める通知に基づき、普通保険約3歳基本条項第12条 (保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合) (1)、同条(2) および同条(4) に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、団体扱特約等第5条(追加保険料の払込み)(1) および同条(4) の規定にかかわらず、保険契約者は追加保険料を、集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て当会社に払い込むことができます。(2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (3) (3) (3) (4) (4) (5) (5) (5)

- (3) (2) の追加保険料は、当会社の定める次のいずれかの方法により払い込むものとします。
 (3) 追加保険料の全額を一時に払い込む方法
 (3) 追加保険料を当会社の定める回数に分割して払い込む方法
 (4) 変更手続き完了のお知らせに記載された変更日以後に発生した事故による損害または傷害に対し ては、当会社は契約内容変更後の条件で保険金を支払います。
- 第4条 (特約失効後の未払込保険料の払込み)

団体扱特約等第7条(特約の失効または解除)の規定により、同特約等が効力を失った場合には、 この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は集金不能日または団体扱特約等第7条に定める解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払 い込まなければなりません。

第5条 (未払込保険料不払の場合の事故の取扱い)

- (1) 当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能 日または団体扱特約等第7条(特約の失効または解除)に定める解除日から未払込保険料の全額を 領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) の規定にかかわらず、当会社が請求した初回追加保険料が払い込まれなかったこ り、前条の規定に従いこの特約が失効し、かつ、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い 込まれなかった場合には、変更日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による 損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。 第6条(保険金の支払に関する特則)

当会社は、第4条(特約失効後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額が 払い込まれなかった場合には、集金不能日または団体扱特約等第7条(特約の失効または解除)に定める解除日の前日までに生じた事故による損害または傷害に対しては、承認の請求がなかったものと して、普通保険約款(注)を適用します。ただし、既に追加保険料の払い込みがある場合を除きます。 注)普通保険約款(ご)とで適用される他の特約を含みます。 第7条(解除一特約失効による未払込保険料不払の場合) (1)当会社は、第4条(特約失効後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額 が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。

- (2) 当会社は、(1) の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、特約失効日から将来に向かってのみその効力を生じます。 (3) (1) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引 いて、その残額を返還します。

第8条 (集金者による保険料返還)

この特約により、保険契約の内容に契約内容変更が生じ、保険料の返還が生じた場合には、予め保 険契約者から反対の意思表示のない限り、保険料の返還は、当会社の定める日に集金者を経て行うこ とができるものとします。

16. 通信販売特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
	事前審査済通知書	当会社があらかじめ保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行う保険契 約についての契約内容、保険料、保険料払込期日および保険料払込方法等を 記載した書類をいいます。
	通知書	保険料、保険料払込期日および保険料払込方法等を記載した通知書をいいます。
ĺ	引受審査結果通 知書	保険料、保険料払込期日および保険料払込方法等を記載した通知書をいいます。
	申込書	当会社所定の保険契約申込書をいいます。

第2条 (保険契約の申込み)

- 当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、次の①および②に掲げるいずれかの方法に より、保険契約の申込みを行うことができるものとします。 申込書に所定の事項を記載し、当会社に送付すること
- ② 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当会社に対して、保険契約の申込みの意思を表示 当会社所定の事項を連絡するこ

第3条 (通知書等の送付および申込書の返送)

(1) 前条の規定により当会社が保険契約の申込みを受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否 を審査し、引受けを行う保険契約については、次の①および②に掲げる書類を保険契約者に送付し

- (3) 保険契約者により(2) の申込書が引受審査結果通知書の返送期限までに当会社に返送されない 場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、(1) の申込みがなかったも のとして取り扱います。
- (4) (1) の規定にかかわらず、事前審査済通知書を保険契約者へ送付している場合で、かつ、あら かじめ審査した契約内容で前条①および②に掲げるいずれかの方法により、事前審査済通知書記載 の期間内に申込みを受けたときは、次の①および②に掲げる書類の保険契約者への送付を省略でき るものとします。 前条①によるときは、引受審査結果通知書 前条②によるときは、引受審査結果通知書および申込書

- (5)(4)の事前審査済通知書に記載されたあらかじめ審査した契約内容と異なる契約内容で保険契 約者より申込みを受けた場合には、当会社は、保険契約引受けの可否をあらためて審査するものと 1 / ま す

第4条 (保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、前条(1)の引受審査結果通知書または(4)の事前審査済通知書に従い、保険 料を払い込まなければなりません。
- (2) 引受審査結果通知書または事前審査済通知書に記載する保険料払込期日は、この保険契約に適用 されている他の特約に別の規定がある場合を除き、保険期間の初日の前日までの当会社が定める日 とします。

第5条 (保険料不払による保険契約の解除)

当会社は、引受審査結果通知書または事前審査済通知書に記載された保険料の払込期日の属する月 の翌月末までに保険料(注)の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、 この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かっての みその効力を生じます。

注)保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料をいいます。

第6条(準用規定)

の特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険 約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

17. 共同保険特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第2条 (独立責任)

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそ れぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、 義務を負います。

第3条 (幹事保険会社の行う事項)

- (保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。
- 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- 保険料の収納および受領または返戻
- 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知の承認または通知 の受領
- (5) 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の 上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅 の承認
 - 保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
- (7) 保険の目的その他の保険契約に係る事項の調査
- 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領 損害の調査、損害の直定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全 その他のからの事務または業務に付随する事項

- 第4条 (幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社 がこれを行ったものとみなします

第5条 (保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受 保険会社に対して行われたものとみなします。